

アメリカにおける農業従事者の債務調整手続

——債務者の業態における特殊性の手続への反映——

山 本 研

- 一 はじめに
- 二 旧連邦破産法による農業従事者の倒産処理
 - 1 七五条手続制定以前における状況
 - 2 七五条手続の概要
 - 3 七五条手続の廃止とその後を経緯
- 三 一九七八年連邦改正破産法における農業従事者の経済的更生
 - 1 農業従事者の位置づけ
 - 2 既存の手続の問題点
- 四 家族農家のための債務調整手続
 - 1 立法の経緯
 - 2 第一二章手続の構造
 - 3 既存の手続の問題点への対応
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

1 農業は、その生産段階においては冷害・水害・干ばつなどの自然的要因の影響を受け、また、生産物の流通段階においては市場金利の変動・市場動向などの経済的要因にも影響を受ける業種である。特に前者の自然的要因は、予測可能なものが多く、またひとたび悪化した場合には農業経営の崩壊にもつながりかねない深刻な影響を与えることが多い。経済的要因に加え、このような自然的要因の影響をも受ける農業経営は、その構造上他の業種より不安定な基盤の上で経営が行われているといえる。さらに、経営基盤の本質的な脆さに加え、最近では米の輸入自由化問題に代表される外国からの市場開放圧力の高まりにより、農業経営をめぐる環境はますます厳しいものとなっている。

かかる状況のもと、現在日本の農家は毎年二％弱の割合で減少を続けており、年間五万件余りの農家とその経営を断念している⁽⁴⁾。もちろん、これらの中には産業構造の変化による他業種への転換なども含まれており、その全てを財政悪化による経営破綻へと結び付けることはできないが、少なくとも、経営環境の悪化が農家戸数減少の大きな原因となっていることは間違いないところであろう。現在、農産物の輸入自由化については大勢としては承認せざるを得ない方向にあり、⁽⁵⁾ 今後は外国産農産物との価格競争という要因も加わり、農業をめぐる経済環境はますます厳しいものとなっていくことが予測される。そして、このような厳しい経済環境の中、財政悪化・経営破綻へと追い込まれる農業経営も今後さらに増加するものと見込まれる。

これまでわが国の倒産処理法においては、財政破綻へ追い込まれた農業経営の再建、あるいは、農業経営の担い手である農業従事者自身の経済的再起更生について、あまり論じられることはなかった。⁽⁷⁾ むしろ、これらの問題については農業金融政策上のものとして扱われてきている。⁽⁸⁾ しかし、昨今の農業経営をめぐる厳しい現状に鑑みると、今後

は、経済的破綻に追い込まれた農業従事者が、債務の整理あるいは経営の再建のために倒産処理手続を利用するケースも増加するものと予想される。したがって、今後は倒産処理法においてもこのような環境変化に対応し、農業従事者の債務調整・経済的再起更生という問題を検討していく必要性が増すものと考ええる。

この問題を考えるにあたっては、農業従事者の業態における特殊性に着目した上で議論を進める必要がある。なぜなら、一般の事業者や消費者と比べると、農業従事者が債務者の場合、①農業という業態自体と②それに従事する債務者自身、の二面において以下のような特殊性があり、必ずしも一般の事業者や消費者の場合と同列に論ずることはできないからである。

①の農業という業態が有する特殊性としては、経営基盤の不安定性と、安定した食糧供給を行うという公益性の二点があげられる。先にも述べたように、農業はその性質上気候などの不安定な要因の影響を受けやすく、経営基盤も他の業種と比べ不安定なものとならざるを得ない。また個人経営レベルで見ると、農業も農業従事者個人の生活のための私的事業であり他の業種と異ならないが、国家的レベルで見ると、食糧供給という公益的側面があり、この点で他の業種と異なる。

②の農業従事者自身の特殊性としては、その収入形態があげられる。農業従事者は、収穫期にその生産物売ることににより、まとめて収入を得るといふ収入形態をとることが多く、その収入額も農産物の市場価格や豊作・凶作などの要因に大きく左右されるため一定ではないという特殊性がある。また、農業従事者が債務者の場合、その主たる財産は農地であるが、そこに設定された担保権を実行されてしまうと農地を手放さなければならず、もはや農業を継続しながら再起更生をはかることは不可能となってしまう。それ故、その経済的更生のためには担保権に変更を加えることが不可欠であり、この点についても特別な考慮が必要となる。

農業従事者の債務調整・経済的再起更生という問題を検討するにあたっては、以上のような債務者の業態における特殊性⁹⁾について、倒産処理手続との関係でどの様に考慮していくかが重要な鍵となる。すなわち、これらの特殊性に配慮して何らかの特別な取り扱いを認めるべきなのか、それとも現状のように他の一般の事業者や消費者と同一の手に服させるべきなのか、また、特別な取り扱いを認めるとするならば、これらの特殊性をどの様な形で反映させていくべきかを探ることが、この問題の核心であると考えられる。

現在わが国には、再建型の倒産処理制度としては会社更生・会社整理・和議の三つの手続がある。しかし、このうち会社更生手続と会社整理手続は適用対象が株式会社に限定されているため、法人形態をとる農家が〇・一%にも満たないわが国においては、¹¹⁾農業従事者への適用可能性はほとんどない。したがって、法人形態をとらない大多数の農業従事者にとつては、農業を継続しながら自己の債務を調整し再起更生をはかるために利用できる裁判上の手続は、和議手続しか残されていないことになる。¹²⁾しかしこの和議手続においても、債務者の業態における特殊性については、手続上なら特別な配慮はなされておらず、債務者が農業従事者の場合も他の一般の事業者や消費者と同一の手続に服するものとされている。もちろん、このような取り扱い自体は一つの選択肢であり必ずしも否定されるべきとは限らない。しかし問題なのは、このような取り扱いをなすにあたり、農業および農業従事者の特殊性をふまえた上での議論が、なんらされてこなかったという点である。

2 債務者の業態における特殊性について、アメリカの倒産処理制度ではかねてより注意が向けられ、農業従事者の債務調整をはじめとして鉄道更生、¹³⁾銀行倒産など、それぞれの債務者の業態に応じた個別の手続が設けられている。なかでも、農業従事者については古くよりその業態における特殊性が意識されており、一八九八年連邦破産法¹⁴⁾において既に、農業従事者については、非自己申立により破産宣告をすることができないとされており（一八九八年法四條

(b)、債権者側からの申立によって債務者の意に反して強制的に清算手続を開始されることからの保護がはかられていた。さらに、一九三〇年代には大恐慌による農業不況を契機として、適用対象を農業従事者に限定した七五条手続という独立の再建型手続が設けられていたのである。また、現行の一九七八年連邦改正破産法においても、その制定当時こそ農業従事者のための特別手続は設けられていなかったものの、一九八六年には農業不況の深刻化に対応し、第二章として家族農家のための債務調整手続が新設されるに至っている。

このように、アメリカの倒産処理制度においては、農業従事者に対して伝統的に特別な位置づけが与えられ、一般の債務者とは別の個別的な対応がなされてきた。いうまでもなく、これは農業従事者の業態における特殊性に配慮してのことである。これに対し、わが国の倒産処理法学においては、これまで農業従事者の経済的再起更生について論じられること自体あまりなく、ましてや債務者の業態における特殊性をふまえた上での議論はほとんどなされていないといっても過言ではない。そこで、わが国の倒産処理制度においても農業従事者の倒産への対応が迫られている現在、その立法的施策を考えようとすれば、旧連邦破産法（一八九八年法）の時代より農業従事者の業態における特殊性に着目し、個別の対応をとってきたアメリカの制度が参考になるものと考えられる。

以上のような観点から本稿においては、農業従事者の業態における特殊性が、アメリカの倒産処理制度における農業従事者の位置づけにどのような影響を与え、そして手続にどのような様に反映されてきたのかを明らかにすることを目的とする。その素材として、まず、一九七八年連邦改正破産法が制定されるまでの農業従事者の倒産処理の諸相について明らかにした上で、一九七八年法の第一章手続、第三章手続¹⁶では農業従事者の利用にあたりどのような問題が生じ、そしてそれらの問題点に対して、新設された第二章手続ではいかなる解決がはかられたのかを検討する。また併せて、新設された第二章手続の手続構造についても紹介することとする。

- (1) 「農業」については農業協同組合法三条二項に、「この法律において、農業とは、耕作、養畜又は養蚕の業務（これに付随する業務を含む。）をいう。」との定義がある。本稿も原則的にはこの定義に従うものとするが、厳密にこれに限定するわけではなく、これ以外にも社会通念上農業と認識されているものも含めた、緩やかな概念として「農業」という用語を用いることとする。
- (2) 「農業経営」という用語は、農業基本法において用いられているものの、法律上明確には定義されていない。本稿では、アメリカの連邦破産法上の「farming operation」に相当する概念としてとらえ、その定義（一九七八年連邦改正破産法一〇一条②以下、現行法の条文については条文のみを記す）に従い、「農作物、家禽・家畜の生産、育成、または家禽・家畜から取得される工業化されていない産物を獲得するための農場経営、土地の耕作、酪農、牧場経営」という意味で「農業経営」を用いる。
- (3) 「農家」については、様々な立場から定義が試みられてきているが（詳しくは、河相一成「農家」の意味とその必要条件」農林統計調査三六卷一〇号二頁「昭六一」、および吉村秀清「今、なぜ農家定義なのか―農家定義の変遷と今日的課題―」農林統計調査三六卷一〇号二頁「昭六一」参照）、農業センサスなどの統計上は、「農家」とは「調査日現在の経営耕地面積が一〇²以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前一年間における農産物販売金額が一五万円以上あった世帯」と定義されており、ここではその意味での農家を指す。
- (4) 農林統計協会「図説農業白書・昭和六二年度」一一二頁「昭六三」、同「昭和六三年度」一七頁「平元」、同「平成元年度」一一三頁「平二」、同「平成二年度」六三頁「平三」、同「平成三年度」一五頁「平四」、同「平成四年度」一三頁「平五」参照。
- (5) 一九九三年二月一四日には、最後の聖域とされていた米についても、市場の部分開放が認められるに至っている（日経新聞平・五・一一・二四「夕刊」一・二二・三三、朝日新聞平・五・二二・一四「夕刊」一・二二・三三など参照）。
- (6) 本稿ではその検討対象として、「農業を職業とする自営の生産者」を念頭においている。このような概念を表す用語として、わが国の法律上は「農業従事者」（農業基本法）、「農民」（農業協同組合法・農業委員会などに関する法律）、「農業者」（農業災害補償法・農業者年金基金法）など様々な用語が、それぞれの法律上固有の意味を以て使われており（例えば、農業協同組合法三条一項参照）、統一的な用語は確立されていない。本稿ではこれらのうち、農業についての基本的な政策・方針を宣言する基本法である農業基本法において用いられている「農業従事者」を、「農民」・「農業者」を包含する包括的な用語としてとらえ、その意味で用いることにする。なお、現行農業基本法においては「農業従事者」についての定義規定はおかれていないが、その草案（幹事会第二次案）では二条二項に次のような定義規定がおかれていた。「この法律において「農業従事者」とは、みずから農業を営み、又は農業に従事する個人をいうものとする。」（農業基本法（仮称）案要綱「幹事会第二次案（三五・一一・八）」法律時報資料版三号二二頁「昭三三」）。また、農業基本法において、「農業従事者」が「農民」を包含する、より広い概念として用いられている点を指摘するものとして、加藤一郎「農業法」（法律学全集）一六頁「昭六〇」参照。

なお、アメリカの連邦破産法では農業収入が総収入の八〇%以上の者を「farmer」と定義しており(二〇一条(20)、この収入割合基準を満たした者のみが「farmer」として扱われるため、「農業従事者」が全て連邦破産法上の「farmer」に該当するわけではない。このような相違はあるが、とりあえず本稿においては、連邦破産法上の「farmer」についても「農業従事者」という訳語を充てるものとし、必要に応じて連邦破産法上の「farmer」である旨を明記することにする。(連邦破産法上の「farmer」につき、「農業従事者」という訳語を与えるものとして、青山善充「会社更生の性格と構造(一)」法協八三巻二号三八頁「昭四一」がある。ただし、高木新二郎「米国新倒産法概説 四〇頁他「昭五九」・霜島甲一「一九七八年のアメリカ合衆国破産法改正法(翻訳)」法学志林七九巻二号卷末一頁、六頁「昭五七」は「農業者」という訳語を、また、三ヶ月章「アメリカの会社更生手続の構造」『会社更生法研究』一三五頁「昭四五」は、旧連邦破産法七五条手続についてであるが「farmer」の訳語に「農民」を用いている。)

また、現行の連邦破産法においては、「farmer」とは別に「family farmer」についても定義されているが(二〇一条(18)、これについては「家族農家」の訳語を充てる点につき、後掲注(75)参照。

(7) 筆者の知る限りでは、わが国の倒産処理法における農業経営の再建について論及する文献は、伊藤眞『破産—破滅か更生か—』七〇頁以下「平元」が唯一のものである。

(8) 金融面では、政府は農業近代化資金や農業改良資金など様々な制度資金を設け融資を行っている。しかし、これらの制度資金は利用資格や融資の対象となる債務について一定の制限があり、必ずしも万全なものではない。この点について、伊藤・前掲注(一)七二頁は「たとえば、酪農機械の購入代金債務などが貸付の対象とならず、かつ、売主がそれについて所有権留保の形で担保権をもっているとするれば、なんらかの形で売主の権利を変更しない限り、経営の再建は困難である。農家が、経営資金としてではなく、生活資金として負債を抱えているときでも、それは、貸付の対象とならないので、別の形で整理する必要がある」と指摘する。

(9) 本稿では、①農業という業態が有する特殊性と②農業に従事する債務者自身が有する特殊性の両者を併せて、「債務者(農業従事者)の業態における特殊性」と呼ぶことにする。

(10) この点について、谷口安平『倒産処理法(第二版)』六八頁「昭六一」は「会社整理能力・会社更生能力については、これら倒産処理手続の趣旨からして、それぞれ清算中の株式会社および株式会社のみがこれらの能力を有す

別表 I. 株式会社形態をとる農家

各年 2月 1日 現在

年 度	農家総数	うち株式会社形態をとるもの
1970年	5,402,000	871 (0.016%)
1975年	4,953,000	1,237 (0.025%)
1980年	4,661,000	1,244 (0.026%)
1985年	4,376,000	1,196 (0.027%)
1990年	3,835,000	1,175 (0.030%)

※ 農林水産省統計情報部『ポケット農林水産統計 [平成5年版]』111頁,121頁 [平5] による。

なお、株式会社形態をとる農家のパーセンテージについては、筆者による。

ることが明らかである」とする。また、加藤哲夫「会社更生および会社整理」谷口編『現代倒産法入門』二四五頁「昭六二」も「会社更生手続（会更一条以下）および会社整理手続（商三八一一条以下）は、株式会社のみにも適用がある」と解しており、この点は争いのないところである。

(11) 別表Iに見られるように、株式会社形態をとる農家の割合は微増してはいるものの、なお全体の〇・一%にも満たない状況である。

(12) 債務者が給与取得者である場合には、清算型の破産手続によっても、免責を獲得することにより経済的再起更生をはかることが可能である。なぜなら、破産財団に取り込まれる財産は破産宣告時に債務者に属する財産に限られる（破産法六条）ので、宣告後に新たに取得する財産（給与など）は破産手続に服さず、免責を獲得すればこれらの新得財産については債権者の追求は及ばないので、新たな経済活動を開始することが可能となるからである。

これに対して債務者が農業従事者の場合は、農地や耕作機械などが全て破産財団に組み込まれ換価されてしまうため、たとえ免責を獲得したところで、もはや農業を継続することは不可能となってしまうのである。

(13) 鉄道更生については、一九〇〇年代初頭まではそのための固有の手続は存在しておらず、エクイティ・レシーバシップ（equity receiver-ship：衡平法上の収益管理）といわれる清算のための手続を利用して行われていた。しかし、一九二九年の大恐慌を契機に、一九三三年の連邦破産法においてその七七条として、鉄道会社の再建のための手続（Railroad Reorganization）が独立して設けられた。また、この七七条手続の他にも、時限立法として和議型の手続である鉄道会社の債務調整に関する手続（Railroad Adjustments）が連邦破産法第一章に設けられた。そして一九七八年の連邦改正破産法においては、従来の鉄道更生手続の欠点を改善した新しい手続である鉄道更生（Railroad Reorganization）が、第一章（更生）第四節として新設されるに至っている。これらの鉄道更生手続の歴史の変遷および分析について、加藤哲夫「アメリカにおける鉄道更生—その変遷とひとつの帰結—」中村眞澄教授・金澤理教授還暦記念論文集第一巻『現代企業法の諸相』二五頁（平二二）参照。

(14) 銀行倒産についても、預金債権者の保護などに配慮し、連邦破産法とは別個に、適用対象を金融機関に限定した、特別の倒産処理制度として、連邦預金保険法（Federal Deposit Insurance Act, 12 U. S. C. §§1811-1832）が設けられている。

(15) Bankruptcy Act of 1898, ch. 541, 30 Stat. 544 (1898)

(16) 一九七八年連邦改正破産法の制定当時は、適用対象を農業従事者に限定した特別の手続というものは設けられていなかったため、農業従事者も他の一般の債務者と同様に、第一章手続か第二章手続を利用するものとされていた。

二 旧連邦破産法による農業従事者の倒産処理

1 七五条手続制定以前における状況

アメリカの倒産処理制度上、農業従事者に対して特別な位置づけが最初に与えられたのは、一八九八年連邦破産法

においてであつた⁽¹⁷⁾。先に述べたように、この一八九八年法では、農業従事者については非自己申立により手続を開始することはできないものとされており、債権者の申立により自己の意に反して強制的に清算型の手続を開始されてしまうことからの保護がはかられていた。農業従事者に対してこのような保護が与えられたのは、農業が天候などの自然的要因の影響を受けやすく経営基盤が不安定であることに配慮してのことである⁽¹⁸⁾。

さらに一八九八年法には、清算手続のほかに、再建型の手続である和議 (composition) の規定が設けられており、⁽¹⁹⁾農業を継続しながら経済的再起更生をはかろうとする場合には、農業従事者もこの和議手続を利用することができた。しかし、この和議手続は、負債の少額な債務者についてごく限られた救済を定めるのみであつたので、負債額が高額になりがちな農業従事者の更生にとつては不十分なものであつた。また、担保権者に対して手続外での別除的満足を認めていたため、農地や耕作機械などの、農業を継続していくために必要な財産上に担保権が設定されている場合には、これらの財産につき担保権を実行されてしまい、農業を継続することが不可能になつてしまふという問題があつた。

2 七五条手続の概要

一九二〇年代に入ると、世界大恐慌に伴う農業経済不況の到来により、多くの農場が経営不振に陥り倒産した⁽²⁰⁾。また、この影響は農業従事者だけにとどまらず、農業従事者に対して融資を行つていた銀行にも波及し、⁽²¹⁾アメリカ経済全体に大きな打撃を与えた。

このような状況に対応し、連邦議会は連邦破産法による農業従事者の救済について検討を始め、一九三三年の改正で、適用対象を農業従事者に限定した倒産処理手続⁽²²⁾ (いわゆる七五条手続) を新たに設け

た。⁽²³⁾ただし、この七五条手続は農業経済不況に対する臨時の対策として設けられたものであるため、有効期限を一九三八年三月三日までに限定された時限立法として制定された。⁽²⁴⁾

この七五条手続は、債権者との合意に基づき、一部免除 (composition) や期限の猶予 (extension) を内容とする和議型の手続であり、債務者の提案する弁済案につき、債権者の法定多数 (債権額及び頭数とともに過半数) の同意が得られると、裁判所が債務の一部免除や期限の猶予を認可する手続であった。⁽²⁵⁾ 一八九八年法に設けられた和議制度では担保権者の権利実行を抑止することができなかったのに対し、この七五条手続では法定多数の賛成が得られれば、担保権者をも拘束できることとした点が大きな改善点であった。しかし、担保権者に対するこのような拘束力は、あくまでも債権者の同意に基づくものとされていたため、同意が得られない場合には通常の破産手続により清算するしかなかった。⁽²⁶⁾ このため、単なる清算を越えた破産法上の救済を農業従事者に与えようというこの試みは、議会が当初意図したようには機能しなかった。⁽²⁷⁾

そこで、連邦議会はこの問題を改善するために、翌年の一九三四年にフレイジャー・レムケ法 (Frazier-Lemke Act) を成立させ、七五条手続に新たに (s) 項を付け加えた。⁽²⁸⁾ この (s) 項によれば、弁済案につき法定多数の賛成が得られない場合であっても、手続開始申立後五年間は毎年合理的な賃料 (reasonable rental value) を支払うことによつて、債務者は担保目的物の占有を継続し、使用・収益することができ、また、この期間内ならいつでも手続開始時の評価額でその目的物を受け戻すことができるものとされた。⁽²⁹⁾ つまり、債務者たる農業従事者は被担保債権額に関係なく、負債額をその目的物の不況時の評価額に縮減し、その価格で財産を受け戻すことができるようになったのである。この効果は、特に担保の目的が農地である場合に大きく、不況時における土地の価値の低下の負担をすべて債権者に負わせる結果となった。⁽³⁰⁾

しかし、このように担保権者の権利を大きく抑圧するフレイジャー・レムケ法に対する債権者側の不満は大きく、一九三五年のロイスヴィル・ジョイントストック土地銀行対ラッドフォード事件 (*Louisville Joint Stock Land Bank v. Radford*)⁽³¹⁾において、その合憲性が争われるに至った。この事件は、①農業従事者救済のための破産立法権限を連邦議会にどこまで認めるかという点と、②フレイジャー・レムケ法による担保権者の財産権に対する侵害は、合衆憲法修正第五条(適正手続)によらずして財産権を侵害することの禁止・以下、修正第五条という)違反を構成するか、という二点を中心として争われた。

連邦最高裁判所は、連邦議会の破産立法権限も修正第五条の制限を受け、担保権者の根本的権利まで侵害するような立法は、いかなるものも修正第五条違反として違憲であるとした上で、フレイジャー・レムケ法の下での担保権者の財産権に対する保護はあまりに希薄であり、修正第五条違反を構成するに十分な財産権の侵害があるとの判断を示し、フレイジャー・レムケ法は違憲であると判示した。

この違憲判決を受け、連邦議会は同年八月にフレイジャー・レムケ法の修正法(以下、単に修正法という)を制定した。⁽³⁴⁾この修正法によって、債務者が担保目的物の占有を継続できる期間や賃料の支払期間につき若干の修正が施されたが、依然として、担保権者の同意が得られない場合でも、債務者が担保の目的となっている農地や耕作機械の占有を継続でき、その間は被担保債権額ではなく評価額で買い戻すことができることには変わりがなかった。このように、修正法においても大恐慌による農地価格下落の負担はすべて債権者に転嫁され、依然として、農業従事者は非常に安価で農地などを受け戻すことができると思われていた。

このような修正法に対してもなお債権者側の不満は大きく、一九三七年のライト対ヴィントンブランチ・オブ・マウンテントラスト銀行事件 (*Wright v. Vinton Branch of Mountain Trust Bank*)⁽³⁵⁾、一九四〇年のライト対ユニオン・セ

ントラル生命保険事件（*Wright v. Union Central Life Insurance Co.*）と、相次いで修正法の合憲性が連邦最高裁判所で争われた。この二つの判例で示された連邦最高裁判所の見解は、ラッドフォード事件からは一八〇度転換して、いずれも修正法を合憲とするというものであった。⁽³⁷⁾ 連邦最高裁判所はまず、一九三七年のライト対ヴィントンブランド・オブ・マウンテントラスト銀行事件において、修正法は合衆国憲法修正第五条に違反しているといえるほどの権利変更を担保権者の財産権に対して及ぼすものではなく、合憲であるとの判断を示し、次いで、一九四〇年のライト対ユニオン・セントラル生命保険事件では、経済不況が大規模に広がっている間は、農業従事者に対して経済的更生のための包括的な再建手続を与えるために、合憲性の範囲内で債権者の一定の財産権を奪う破産立法権限を連邦議会に認める旨、判示した。⁽³⁸⁾

以上二つの判例で注意しなければならないのは、①連邦議会の破産立法権限も修正第五条の制限を受け、担保権者の根本的な権利まで完全に廃棄せしめるような立法は、いかなるものも修正第五条違反として違憲となるという前提には変わりがなく、②経済不況に直面している農業従事者の再起更生のために必要なものであれば、修正第五条の制限の範囲内で包括的な破産立法をなす権限が連邦議会に認められたという点である。つまり、債権者の権利保護のための安全弁として修正第五条という制限を設け、その範囲内で、社会・経済的必要性により債務者の業態に応じた個別的手続を置くことが認められたのである。

その後、一九四〇年代に入ると大恐慌による農業経済不況の風はようやく沈静化してきたが、第二次世界大戦前後の経済的緊張状態や農業生産量の増大という政策的目的のため、七五条手続の必要性は依然として高く、同法は時限立法という形ながら更新を重ねた。⁽⁴¹⁾ そして、最終的には大戦後の経済状況がようやく安定した一九四九年まで存続し、七五条手続は、大恐慌による農業経済不況期から第二次世界大戦前後の経済混乱期を通じて、農業従事者の経済的更

生のための主要な手続であり続けた。

3 七五条手続の廃止とその後の経緯

一九四九年に七五条手続が廃止された後は、適用対象を農業従事者に限定した特別の手続というものは設けられなかった。これは、一九五〇年代に入ると大恐慌や第二次世界大戦による経済の混乱状態もようやく落ちつきを取り戻し、また、大戦後の国際的な農産物不足による輸出入量の増加などにより農業をめぐる経済状況が好転したため、もはや破産法において農業従事者の救済のための特別手続を設ける必要がなくなったことによる。

このため、七五条手続の廃止後、農業従事者が経済的再起更生のために利用できた手続は、第XI章の和議手続(Arrangement)か第XII章の不動産和議手続(Real Property Arrangement)のいずれかであった。⁽⁴²⁾これらの手続においても、農業従事者については非自己申立により手続を開始することはできないものとされていたが、それ以外は農業従事者の業態における特殊性を反映した個別的規定は設けられておらず、一般の債務者と同一の規定に服するものとされていた。この両手続では、第XII章の不動産和議手続の方が担保債権にも変更を加えることができるので、農地にモーゲッジ(mortgage)などの担保権が設定されていることの多い農業従事者の更生には適していたが、いずれにせよ農業をめぐる経済状況が良好であったため、これらの手続が実際に利用されることはほとんどなかった。⁽⁴⁴⁾

(17) 一八九八年法以前の初期の破産法(一八〇〇年法、一八四一年法、一八六七年法)においては、農業従事者に関する特別な規定はまだ設けられていなかった。それどころか、一八〇〇年法においては商人破産主義がとられていたため、農業従事者は破産手続を利用することすらできなかった。さらに、これらの破産法はいずれも清算型手続についてのみ定め、再建型の手続は置かれていなかったため、農業従事者の経済的再起更生のためにはほとんど役に立たないものであった(一八六七年法にはその後一八七四年の改正により、再建型の手続である和議の規定が設けられたが、これもわずか四年で廃止されてしまった)。

- (18) COLLIER FARM BANKRUPTCY GUIDE, 2-16 (1933)
- (19) この和議制度の意義及び概略については、三ヶ月章「アメリカにおける会社更生手続の形成」『会社更生法研究』八頁以下【昭四五】参照。
- (20) 一九二〇年から一九二四年にかけて、農家の破産割合（農家千件あたりの破産件数）は、別表Ⅱに見られるように十倍近い急増を示した。
- (21) 農業従事者の破産と銀行倒産の関係については、次のような指摘がある。「近時、農業従事者の破産件数が増加している地域においては、銀行倒産もまた多発している。一九〇〇年から一九一九年までの二〇年間に発生した九二七件の銀行倒産のうち、モントナ・ノースタコタ・サウスダコタ・ミネソタ・ネブラスカ・アイオワ・ミズーリ・オクラホマ・テキサス・ジョージア、といった農業州で発生したものは、三三二件（三五％）であった。しかし、一九二〇年から一九二五年までの六年間では、二四九四件の銀行倒産のうち一六七一件（六七％）がこれら一〇州の農業州で発生したものであった。」
The Agricultural Situation Reflected in Farm Bankruptcies, 2 JOURNAL OF THE NATIONAL ASSOCIATION OF REFEREES IN BANKRUPTCY 68-69 (1927).
- (22) 七五条手続の適用対象は「農業従事者 (farmer)」とされていたが、この七五条手続の債務者となり得る農業従事者については、総則規定の「農業従事者」の定義（一八九八年法一条(1)・本稿三一）（参照）とは別に、七五条(1)に次のように定義されていた。「本条および七四条に関しては、農業従事者とは農業経営に基本的自ら誠実に従事する個人、もしくは、その収入の主たる部分を農業経営から取得している個人を意味し、死亡した農業従事者の個人的代理人 (personal representative) を含む。」この定義は、総則規定の「農業従事者」の定義より広いものである（青山・前掲注(6)三九頁）。なお、この七五条手続の適用対象をめぐる議論・判例については詳しくは、10 REMINGTON ON BANKRUPTCY §§4012-4016 (1947) 参照。
- (23) Bankruptcy Act of March 3, 1933, ch. 204, 47 Stat. 1467 (1933) この改正により、七五条手続とともに、和議について定める七四条手続と鉄道更生について定める七七条手続が新設され、これら三種類の手続が「債務者の救済に関する規定 (Provisions for the Relief of Debtors)」として連邦破産法（一八九八年法）第四章に組み込まれた（本稿では「一八九八年法上の章番号」についてはローマ数字を用い、一九七八年法については漢数字を用いることにする）。改正の経緯については、10 REMINGTON, *supra* note (22), §4001 参照。なお、この七五条手続について紹介する邦語文献として、青山・前掲注(6)三八―三九頁、伊藤眞「和議手続における担保権者の地位(中)」判タ四二四号二八頁がある。また、七七条手続については、青山論文「二九頁以下、加藤・前掲注(13)四四頁以下、および小林秀之「再建型倒産手続の再編成(下)」判タ五〇九号二六頁以下

別表Ⅱ. 農家の破産割合の推移 (1920年～1926年)

年 度	農家1,000軒あたりの破産件数
1920年	0.15
1921年	0.21
1922年	0.50
1923年	0.93
1924年	1.22
1925年	1.23
1926年	1.22

※ *The Agricultural Situation Reflected In Farm Bankruptcies*, 2 JOURNAL OF THE NATIONAL ASSOCIATION OF REFEREES IN BANKRUPTCY, 68 (1927) による。

〔昭五八〕参照のこと。

- (24) Bankruptcy Act of 1933, *supra* note (23), §75 (c). ただし、この有効期限は後の立法により延長され、七五条手続は最終的には一九四九年三月まで存続した (Act of April 21, 1948, ch. 225, §75 (c), 62 Stat. 198 (1948)).
- (25) ただし、担保権者の権利については、負債額を減じたり、リエンを減損することはできず、期限の猶予及び担保目的物の処分時期・方法についての調整のみ許されていた (一九三三年法七五条(1)(k)).
- (26) Anderson & Ramach, *Farmer Reorganization under the New Bankruptcy Code*, 28 *Lor. L. Rev.* 439, 447-448 (1982).
- (27) 七五条手続制定後八ヶ月間の申立件数は、全米をわすか四〇件にすぎず、このことから七五条手続が上手く機能しなかったことが窺われる。この点に *cf.* Hanna, *Agriculture and the Bankruptcy Act*, 19 *Minn. L. Rev.* 1 (1934) 参照。
- (28) Act of June 28, 1934, ch. 869, 48 Stat. 1289 (1934). これは七五条手続に新たに (e) 項を付け加える立法であるが、その草案の起草者であるフレージャー上院議員 (Senator Frazer) とレムケ下院議員 (Representative Lemke) の名を冠して、一般にはフレージャー・レムケ法と呼ばれている。本稿でもこの呼称を用いることにする。
- (29) ただし、担保権者の求めがある場合には、受け戻しの時点における担保目的物の価値を再評価し、その評価額が手続開始時の評価額を上回る点には、再評価額を受け戻しがなされる (一九三四年法七五条(2))。
- (30) Shapiro, *An Analysis of The Family Farmer Bankruptcy Act of 1986*, 15 *Horsna L. Rev.* 353, 354 (1987).
- (31) 295 U. S. 555 (1935). なお、この判決につき紹介する邦語文献として、三ヶ月・前掲注 (6) 一三四頁以下がある。
- (32) *Id.* at 589-593.
- (33) *Id.* at 594-595.
- (34) Act of August 28, 1935, ch. 792, 49 Stat. 942 (1935).
- (35) 300 U. S. 440 (1937). なお、本判決と前述したラッドフォード事件の判決とを総合し、担保権者に対して、如何なる限度まで譲歩を強要しうるかの基準を提示するものとして、三ヶ月・前掲注 (6) 一三四頁以下参照。
- (36) 311 U. S. 273 (1940).
- (37) 連邦最高裁判所の判断の転換の背後には、依然として続く農業不況による農業経済問題の深刻化にとまなない、破産法による農業従事者救済の必要性が強く認識されるに至ったという事情があると考えられる。この点に *cf.* Anderson & Ramach, *supra* note (26), at 456, COLLIER FARM BANKRUPTCY GUIDE, *supra* note (18), at 2-39 参照。
- (38) 300 U. S. at 468-470.
- (39) 311 U. S. at 278-279.
- (40) この点に關し、下級審の判例であるが、カルブ事件 (In re Karb, 54 F. Supp. 535, 537 (E. D. Wis. 1944)) で裁判所は次のように述べている。

アメリカにおける農業従事者の債務調整手続 (山本 研)

「ひとたび戦争が起これば、われわれの経済は大きな圧迫を受けることとなり、必然的に多くの混乱や困難・制約が生ずることにならう。……農業もその生産を拡大することが要求されるであろう。なぜなら、生産の拡大が最終的には勝利へと結びつくからである。……議会在その独自の立法(七五条手続の存続期間を延長する立法を指す―筆者注)をなすことについて、十分な正当性が認められてしかるべきである。」

(41) 七五条手続は破産法の恒久的な一部としてではなく、あくまで時限立法という形で存続したが、その理由として、農業経済不況に対する臨時立法であったことに加え、免責の規定に関し、他の手続と異なる点が多いため、その点で従来の破産法内の手続との調和がとれなかったことがあげられる。この点につき、10 REMINGTON, *supra* note (22), §4004 参照。

(42) 第XI章手続・第XII章手続とも、一九三八年のいわゆるチャンドラー法による大改正 (Chandler Act, ch. 575, 52 Stat. 840 (1938)) により一九三八年法に新設された手続である。なお、既に述べたように(前掲注(23))、本稿では一九七八年法と区別するために、一九三八年法の章番号については、ローマ数字を用いる。

(43) 第XI章の和議手続においては、担保債権については手続の対象外とされていたため変更を加えることができなかった。

(44) 農業従事者の債務調整のために第XII章手続が利用された事例は、*In re Benson*, 9 B. R. 854 (N. D. Ill. 1981) ただ一件しか報告されていない (Anderson & Rainach, *supra* note (26), at 446)。

三 一九七八年連邦改正破産法における農業従事者の経済的更生

1 農業従事者の位置づけ

(一) 一九七八年連邦改正破産法の成立

一九三八年連邦破産法は、社会・経済状況の変化に対応するために、一九三〇年代の和議法制の充実や、一九三八年のいわゆるチャンドラー法による大改正を含めて九〇回以上も改正がなされたが、ついに部分的改正では間に合わなくなつたため、一九六〇年代後半から七〇年代にかけて全面改正の動きが生じた。⁽⁴⁵⁾ この動きを受け、連邦議会においても一九七七年に破産法改正法案が提出され、翌年の一九七八年一月に連邦改正破産法 (Bankruptcy Reform Act of 1978) が成立した。⁽⁴⁷⁾

この一九七八年法においては、七五条手続のような適用対象を農業従事者に限定した特別の手続というものは設けられなかった。そのため、破産法の救済を求める農業従事者は、一般の事業者や消費者と同様に、清算の場合は第七章手続を、再建の場合は第一章手続か第三章手続を利用することになった。

これとは対象的に、農業従事者と同じく一九三三年法より更生のための特別手続（七七条手続）を有していた鉄道会社については、一九七八年法においても鉄道更生（Railroad Reorganization）という固有の更生手続が第一章第四節として設けられた。しかしこれは、農業従事者の倒産については、その特殊性がもはや固有の手続を必要とする程までは重視されなくなったことを意味するものではない。一九七八年法における両者の取り扱いの差異は、農業と鉄道とをめぐる経済環境の違いに起因するものである。折しも鉄道業界においては、一九七八年法の立案がなされていた時期に、アメリカ北東部を中心として鉄道会社の経営危機が相次いで表面化しており対応を迫られていた。そのため一九七八年法においても、なお固有の手続を設ける必要があったのだ⁴⁸。これに対し、農業をめぐる経済状況は、まさに一九七八年法の立法時期にあたる一九七〇年代初頭から中期にかけて繁栄期にあつたため、農業従事者の倒産という問題も顕在化してこなかった。そのため破産法の改正にあたって、あえて農業従事者の経済的更生のために個別的手続を設ける必要はなかったのである。

（二） 農業従事者の特別な位置づけ

農業を取りまく経済状況が良好だったため固有の手続こそ設けられなかったものの、「非自己申立による手続開始からの保護」という農業従事者の破産法における特別な位置づけは、一九七八年法においても受け継がれた。債務者の自己申立によってのみ手続が開始される第二章手続はもとより、第七章手続、第一章手続についても、債務者が農業従事者の場合は債権者からの申立によって強制的に手続を開始することはできないこととされたのである（一

九七八年法三〇三条(a)・現行法については以下条文のみを記す。

既に述べたように、旧破産法（一八九八年法）においても、農業従事者に対する非自己申立による手続開始からの保護はあり、破産法上かかる保護を受ける「農業従事者」については次のように定義されていた。

「農業従事者」とは、農事・土地の耕作に自ら従事する個人(individual)を意味し、日常の農事、家禽・家畜の生産、あるいは非工業的な家禽・家畜製品の生産に自ら従事し、その収入の主たる部分(principal part of his income)を以上の仕事から取得している個人を含む(一八九八年法一条^(48a))。

しかし、この定義では「収入の主たる部分」という文言がどの程度の割合を意味するのか曖昧であったため、手続の過程でこれをめぐる訴訟が続発し、手続が遅延するといった問題が生じていた。そこで一九七八年法ではこの点を明確にするため、「農業従事者」について次のように新たに定義したのである。

「農業従事者」とは、本法による手続が開始された日の属する課税年度の前年度の総収入の八〇%以上を、その者が所有し、または経営する農業を通じて取得した者(person)をいう(二〇一条⁽²⁰⁾)。

これにより、収入面の基準が「その収入の主たる部分」から、「総収入の八〇%以上」へと変わり、破産法上の「農業従事者」にあたるか否か―非自己申立による手続開始から保護されるか否か―を判断する基準が明確になった。

また、旧破産法では「農業従事者」の定義において、個人(individual)という用語を用いていたため、パートナーシップや会社形態をとる債務者は破産法上は「農業従事者」として扱われず、一般の債務者と同様に非自己申立によっても手続を開始される危険にさらされていた。そこで、一九七八年法では「農業従事者」について定義するにあたり、「個人(individual)」ではなく「者(person)」という用語を用いることにした。連邦破産法上、「者(person)」は個人、パートナーシップ、会社を含む意味で用いられているので(二〇一条⁽⁴¹⁾)、これによって、当時

増加してきたパートナーシップや法人形態をとる農業従事者も、破産法上の「農業従事者」として扱われることとなり、非自己申立による手続開始から保護されることとなった。

(三) 非自己申立による手続開始からの保護の意味

以上のように、農業従事者は非自己申立による手続開始から保護されるが、一般の事業者や消費者についてはかかる保護は与えられていない。農業従事者についてこのような特別な取り扱いがなされるのは、一般の債務者との相違、すなわち農業従事者の特殊性に起因するものと考えられる。そこで、かかる保護の持つ意味を明らかにすれば、農業従事者の業態における特殊性が、手続にどのように反映されているかが見えてくるのではないかと考える。

農業従事者が非自己申立による手続開始から保護されるのは、第七章、第一章および第一三章の各手続である。このうち第一三章手続は、他の一般の債務者についても非自己申立による手続開始は認められていないので、ここでは農業従事者に限り非自己申立による手続開始が認められていない第七章手続と第一章手続を素材に、かかる保護が持つ意味を探ることにする。

まず、第七章手続であるが、この手続は清算型の手続のため、農業従事者がこの手続を利用した場合は、農地や耕作機械なども全て債権者の満足に充てるために換価されてしまうことになり、もはや農業を継続することはできなくなる。したがって、この手続について非自己申立による開始を認めないということは、自らの意思によらない清算からの保護に他ならず、農業を継続する意欲のある農業従事者については、清算手続にのせることを回避しようという意図のあらわれといえる。

つぎに、第一章手続であるが、この手続は第七章手続とは異なり再建型の手続であるので、債務者は農業を継続することが可能なのである。しかし、この手続では手続開始後一二〇日以内に債務者が計画案を提出できない場合

は、債権者も計画案を提出することができるものとされており（一一二一条(2)）、その際には清算を内容とする計画案の提出も認められている（一一二三条(b)(4)）。そのため、再建型の手続とはいっても、なお債務者の意に反して清算される可能性がある。そこで、この手続においても、農業従事者については、非自己申立による手続開始を認めないものとし、少なくとも、自らの意思に反して手続を開始され、清算を内容とする計画案を債権者に提出される可能性については排除しているのである。したがって、この限りでは第一章手続についても、非自己申立による手続開始からの保護は、農業従事者を自らの意思によらない清算から保護する役割を担っていると考えることができる。

以上のように、非自己申立による手続開始からの保護は、自らの意に反する清算から農業従事者を保護する機能をはたしていると位置づけられるわけだが、清算を回避するということは、裏をかえせば再建を指向するということにつながるものである。そうであるとすれば、このような方式がとられている背後には、農業を継続する意欲のある農業従事者につき、清算ではなく再建へと誘導しようとする立法者の意図を推し測ることができよう。このことは、農業が食糧供給という公益的側面を有していることから裏付けられる。

また、立法段階での下院の報告書では、農業従事者を非自己申立による手続開始から保護する政策的根拠について、「農業従事者はその事業の循環的な性質の故に、（非自己申立から―筆者注）保護される。一年でも干ばつの年や、価格の低い年があると、その結果農業従事者は一時的に債権者に対して弁済が出来なくなるが、このような農業従事者を非自己申立により破産させるべきではない⁽⁵⁰⁾と説かれている。このようにみえてくると、経営基盤の構造的不安定性・公益性という農業の特殊性をふまえ、農業従事者については極力清算を避け再建させるという政策的方向づけがなされ、それが非自己申立による手続開始からの保護という形で示されたものといえよう。

2 既存の手続の問題点

(一) 以上のように、一九七八年法においては、経営基盤の不安定性・公益性という農業の業態自体の特殊性については、非自己申立による手続開始からの保護という形で手続に反映されている。しかし、農業従事者のための固有の手続というものは設けられていなかったため、再建へと方向づけられた農業従事者が実際に経済的再起更生をはかるにあたっては、第一章手続か第三章手続を利用するしか方法はなかった。⁽⁵¹⁾この両手続には、農業従事者の業態における特殊性を反映した規定は設けられておらず、ひとたび手続が開始されれば他の一般の債務者と同一の手続規定に服するものとされていた。そのため、農業従事者がこれらの手続を利用するにあたっては、収入形態などの農業従事者自身の特殊性が一面では障害となり、経済的更生をはかる手続として有効に機能しない面があった。以下においては、農業従事者が第一章手続または第三章手続を利用するにあたって、どのような点が問題となったのか、特に農業従事者自身の特殊性との関係を中心に、問題点を考えてみることにする。

(二) 第一章手続の問題点

(1) 手続の規模

第一章手続は日本の会社更生に類似した手続で、個人債務者にもその利用を認めてはいるものの、本質的には企業の再建を主眼として設けられた手続であるため、⁽⁵²⁾手続上の要件が厳格かつ詳細に定められており、かなり複雑で大がかりな手続となっている。これらの厳格な手続規定は、多数の債権者や株主などの利害が複雑にからみあうような大規模企業の再建においては、公正な手続運営・大衆投資家の保護などの観点から重要な意義を有するものである。⁽⁵³⁾しかし農業従事者が債務者の場合、その大半は家族単位の中小規模の農場経営者であるため、⁽⁵⁴⁾第一章手続が予定している債権者委員会や情報開示の制度などは、むしろ手続をいたずらに複雑にするだけで不要な場合がほとんどであ

る。このように、第一章手続では、厳格な手続であるが故にかえって農業従事者の利用にあたっては、手続が不要なまでに煩雑になり、時間・費用ともにかかりすぎるといふ問題が生ずる。⁽⁵⁵⁾

(2) 計画案の提出権

第一章手続では、第一次的には債務者に計画案の提出権限が与えられており、救済命令（order for relief）⁽⁵⁶⁾ 後一〇日間は債務者のみが計画案を提出できるものとされている（一一二二条(a)、(b)）。しかし、この一一二〇日の期間内に債務者が計画案を提出できなかったときには、債権者を含め他の利害関係人も計画案を提出することができるものとされており（一一二二条(c)(2)）、その際には清算を内容とする計画案の提出も認められている（一一二三条(b)(4)）。

農業従事者の場合、給与取得者などとは異なり、どの程度の収入が見込まれるかは、通常、収穫期が到来し実際に耕作物を売却するまでは明確にならないという収入形態の特殊性がある。そのため、計画立案の段階ではその基礎となる収入の見込みが立たず、救済命令後一一〇日の期間内に計画案を作成できない可能性が高い。その後にあつては、他の利害関係人にも計画案の提出権が生ずるため、再建型の手続を選択したにもかかわらず、清算を内容とする計画案を提出されてしまう危険にさらされることになるという問題がある。⁽⁵⁸⁾

また、たとえ計画案を作成できたとしても、それは収入の不正確な見込みによらざるを得ないため、その遂行過程での実現が不可能となり手続が棄却されてしまう危険がある。⁽⁵⁹⁾

(3) 適切な保護の基準

次に、自動停止をめぐる問題がある。⁽⁶⁰⁾ 債権者の債務者および財団に対する一切の個別的権利行使は、倒産手続の開始申立によって格別の手続を経るまでもなく自動的に停止される（三六二条(a)、(b)、(c)・automatic stay：自動停止）。これに対して、権利実行を停止される担保権者に「適切な保護（adequate protection）」が与えられていないときは、

その停止からの救済⁽⁶¹⁾を求めることができるものとされている(三六二条(d)(1))。

従来は、この「適切な保護」の対象は回収可能価値 (recoverable value)、すなわち、①自動停止中に担保目的物が事業継続のために使用されることにより生ずる当該目的物の減価、および、②先順位の担保権者の利息により生じた後順位債権者の被担保債権額の低下、に対する補償に限定されてきた。しかしこれに対しては、自動停止により権利実行を停止されなければ、担保権者は担保権を実行することにより債権を回収し、それを再投資することによって収益を実現できるのであるから、自動停止により喪失された再投資の機会も「適切な保護」の対象に加えるべきという考え方が有力に主張されてきた。⁽⁶²⁾そしてこれを受けて、一九八四年のアメリカン・マリナー・インダストリー事件 (*In re American Mariner Industries, Inc.*)⁽⁶³⁾において、「適切な保護」として、喪失した投資機会(担保権を相当の期間内に実行することによって実現できであろう価値)に見合う補償が肯定され、利息金相当額に当たる機会喪失費用 (lost opportunity cost) の支払いが認められた。⁽⁶⁴⁾

このような考え方については、適切な保護として機会喪失費用の支払いを要求することは、農業従事者の更生にとつて大きな障害となるとの指摘が強くなされている。⁽⁶⁵⁾自動停止中の利息につき、機会喪失費用として定期的に現金を支払うことが要求されることになれば、定期的な収入基盤のない農業従事者の場合、その支払いのために新たな資金調達をしなければならず大きな負担となるからである。さらに、もしこのような適切な保護基準が一般的に採られることになる、担保権者はまず例外なく適切な保護がなされていないと主張し、手続の初期の段階で自動停止に対する救済を求めるであろう。その場合、債務者はこれに対抗するために多くの労力と費用とをつぎ込まなくてはならず、そのために弁済計画案の立案が不可能になるといった事態も想定される。

農業従事者が債務者の場合、八〇年代からの農業金融不況のため農地価格が著しく下落したことによって、担保権

者の大多数が担保不足債権者（undersecured creditor）となっているため、機会喪失費用の支払いを要求することの影響は大きく、その更生にとって大きな障害になることが必然であった。

(4) 計画案の認可要件―絶対優先の原則―

第一章手続においては、計画案を受諾しない組がある場合に計画案を認可するためには、いわゆる絶対優先の原則（absolute priority rule）に基づいて権利者に対して価値配分がなされなければならない（一一二九条(b)）。この絶対優先の原則とは、先順位の権利者が全額の配当を受けない限りは、後順位の権利者に配当してはならないというものである。したがって、このような絶対優先の原則が適用されると、債務者たる農業従事者が自己の農場に対して有する持分（interest）を保持するためには、先順位の権利である無担保債権につきその全額を弁済する旨を定めなければならぬことになる。つまり、第一章手続では、無担保債権者が計画案を受諾しない場合には、担保債権・無担保債権がそれぞれ全額の満足を受けて初めて、債務者は自己の農場を保持し農業を継続することができることになる。そのため、たとえ無担保債権者の組が受諾しない計画案につき認可を得ることができたとしても、担保されていないと否とを問わず全ての債務を弁済することを定めなければならないので、そのための弁済額が過大になり、結局、計画に従った弁済を実現できないという危険がある。⁽⁶⁷⁾

(三) 第一章手続の問題点

(1) 適用対象の制限

第三章手続は、手続の適用対象を「定期収入のある個人であって、その申立日現在の、条件の付されていない額の確定した無担保債務が一〇万ドル未満であり、かつ、条件の付されていない額の確定した担保債務が三五万ドル未満である個人」に限定している（一〇九条(e)）。

農業従事者の場合、耕作機械などの新技術を導入する必要性から、金融への依存度が高くなっており、一般の個人債務者と比べると負債額が高額になる傾向がある。このため農業従事者の多くは、負債額の合計が四五万ドル未満という右の要件を満たすことができなくなっており、第一三章手続の救済を受けることが難しい状況にある。⁽⁶⁸⁾ この点については、下院の報告書でも「(第二三章手続の負債額の上限は―筆者注) 農業用資産や耕作機械の価格から考えると、非現実的と言えるほど低額である」と指摘されている。⁽⁷⁰⁾

また、第一三章手続の適用対象は自然人に限定されているので、債務者が農業経営にあたり法人やパートナーシップなどの形態をとっている場合には、それだけで第一三章手続の適用対象から外されることになる。法人やパートナーシップなどの経営形態をとってはいても、その実質は中小規模の家族経営のものが多く、⁽⁷¹⁾ 農業経済不況の影響により経営危機に瀕しているという点では、個人経営の農業従事者となんら変わるところはない。これらの農業従事者をその経営形態だけを基準として、簡易迅速な救済手段である第一三章手続から排除することには問題があろう。

(2) 計画案の提出期限

計画案の提出期限については、第一三章手続では、「申立とともに計画案を提出するか、または、もし申立と同時に提出されないときには申立後一五日以内、あるいは理由に基づき裁判所が伸長した期間内に提出すべき」ものとされている(連邦破産法規則三〇一五条(b))。第一一章手続におけると同じく、農業従事者が債務者の場合、計画立案の段階ではその基礎となる収入を確定することができないため、実現可能な計画案を立案することができないという問題がある。また、一五日の期間は計画案作成のための準備期間としては短かすぎることも指摘できよう。

(3) 最初の弁済をなす時期についての制限

第一三章手続においては、裁判所が別段命じない限り、債務者は、計画案提出後三〇日以内に、その計画案に基づ

く最初の支払いをなさねばならないとされている（一三二六条(a)(1)）。

給与取得者などが債務者の場合は、定期に得られた収入をこの最初の弁済に充てればよいので、この要件はさほど大きな負担にはならない。しかし、農業従事者が第一三章手続を利用するにあたっては、この要件が大きな負担となる。農業従事者については、収入形態の特殊性から、計画案提出後三〇日以内にはならぬ収入がないという場合も考えられ、そのような場合には、最初の支払いをなすための資金を新たに調達しなければならぬからである。

(4) 担保権者の権利変更に対する制限

第一三章手続では、原則的には担保権者の権利についても変更を加えることができるが、例外として、債務者の主たる住居である不動産のみを担保の目的とする担保権者の権利については、一切変更を加えることができないものとされている（一三三二条(b)(2)⁽⁷²⁾）。

給与取得者などが債務者の場合は、たとえ住居が倒産財団に組み入れられるとしても、それによって収入の途まで失われるわけではない。そのため、最悪の場合でも、担保の目的となつて居る居住用財産をもって代物弁済という形で債務を弁済し、経済的再起更生をはかることがなお可能である。これに対し、農業従事者の場合は農場内に居住用財産が存在するのが通常であり、農地と住居が一体となつて担保の目的となつて居ることが多い⁽⁷³⁾。いうまでもなく、農地を手放してしまつてはもはや農業を継続することはできず、その収入の途も断たれてしまうことになる。そのため、農業を継続しながら経済的再起更生をはかるにあつては、居住用財産を弁済のための原資に充てることができず、被担保債権を弁済するしかないため、これらの債権につき変更を加えることができないという規定が大きな障害となる⁽⁷⁴⁾。

(5) 適切な保護の基準

付け加えられたものである。

(49) パートナースhipや会社形態をとる農業経営の増加につき、小澤健一「農業構造の動向」全国農業協同組合中央会編『アメリカの農業』一三八頁「昭五九」は次のように指摘している。

「七四〇七八年には法人農場および共同経営農場が増加し、なかでも六〇年代までは減少を続けていた共同経営農場はこの間に九万六〇〇〇も増加し、……七八年で農場全体のほぼ一〇％を占めるようになっていた。」なお、別表Ⅲも参照のこと。

(50) H. R. Rep. No. 595, 95th Cong. 1st Sess. 322, reprinted in 1978 U. S. Code Cong. & Admin. News 5963, 6278

(51) この両手続を農業従事者の債務調整・経済的更生と云う観点から比較すると、後述するような問題点はあるものの、第二章手続よりは第一章手続の方が適していると考えられる。第二章手続の利点としては、以下のような点があげられる。

① 第一章手続の方が、簡易・迅速な手続であり、費用も安価であるため、中小規模の農場経営者がその大半を占める農業従事者の経済的更生には適している点、② 第一章手続では計画法の提出権が債務者にのみ与えられているので、第二章手続のように債権者により清算を内容とする計画法を提出される危険がない点、③ 第二章手続においては計画法の認可要件として、絶対優先の原則よりも緩やかな基準である可処分所得の要件 (disposable income test) が用いられているため、農業従事者は無担保債権者に対し全額の弁済をすることなしに、自己の所有する農場経営を継続することができる点、④ 第一章手続の方がより広い範囲の債務につき免責を受ける可能性がある点、⑤ 手続開始の申立があると債務者に対する個別的権利行使がすべて禁止される点は両手続とも同一であるが、第三章手続においてはさらに、保証人などの共同債務者に対する債権回収行為も禁止されるので、債務の弁済につき間接的な圧力を受けることもない点などが考えられる。

以上のような観点から第一章手続と第二章手続を比較するものとして、以下の文献がある。Dole, *The Availability and Utility of Chapter 13 of the Bankruptcy Code to Farmers under the 1984 Bankruptcy Amendments*, 16 Tex. Tech. L. Rev. 433 (1985); Kous, *Chapter 13 and the Family Farmer*, 3 *BANK. DEV. J.* 599 (1986); Dull, *Bankruptcy Chapter 12: How Many Family Farmers Can It Salvage?*, 55 *UMKC L. REV.* 639 (1987).

(52) 5 *COLLIER ON BANKRUPTCY*, 1100-20, 21 (15th ed. 1994)

(53) たとえば、多数債権者の存在を前提とする債権者委員会の制度（二〇二条、二〇三条）や、大衆投資家に対する適切な情報提供を担保するための情報開示制度およびSEC (Security and Exchange Commission) 証券取引委員会の関与（二二五条）などがあげられる。

(54) この点につき、別表Ⅲ参照。なお、アメリカの農業における経営形態については、亀谷量『アメリカ米産業の素顔』六四頁以下「昭六三」参照。

(55) 「バッチャーの指摘を『ザ・バッチャー』(Batcher, *Cramdown Under the New Chapter 12 of the Bankruptcy Code: A Boon To The Farmer, A Bust To The Lender*, 23 *LAND & WATER L. REV.* 227, 228 (1988), 5 *COLLIER, supra note (52)*, at 1100-20, 21) がある。また、下院の報告書 (H. R. Rep. No. 958, 99th Cong. 2d Sess. 48 (1986)) でもこの点につき「第二章手続はいたずらに複雑なばかりで、非常に時間もかかり、多額の費用もかかるうえ、多くの場合あまり実効性がない」と指摘している。

(56) ただし、管財人が選任されたときには、管財人が計画案を提出するのが原則となる(一一二条(c)(1))。しかし、第一章手続において管財人が選任されるのは、例外的場合に限られる(一一〇四条(a))。ので、原則的には債務者が計画案を提出することになる。

(57) 「救済命令」とは、わが国の「破産宣告」ないし「手続開始決定」に相当するものである。ただし、自己申立手続については、債務者適格を満たしている限り、債務者の申立により当然に手続が開始されるため、手続開始申立自体がこの救済命令を構成することになる。

(58) 救済命令後二〇日以内に計画案を提出できなかったため、債権者により清算を内容とする計画案を提出された事例として、In re Button Hook Cattle Co., Inc 747 F. 2d 483 (8th Cir. 1984) 参照。

(59) 認可された計画を実質的に遂行できないときには、裁判所は利害関係人の申立により手続を棄却することができる(一一二条(b)(7))。

(60) 自動停止と適切な保護をめぐる問題については、わが国においてもしばしば紹介され、論じられている。主なものとしては、伊藤眞『債務者更生手続の研究』三三〇頁(昭五九)、同「和議手続における担保権者の地位」(七)(中)(下)判タ四二三号二四頁、四二四号二五頁、四二五号二四頁(昭五五)、加藤哲夫「アメリカ合衆国新破産法における担保権者の権利実行の停止・差止」早稲田法字五九卷一五頁(昭五八)、同「アメリカ合衆国新破産法における担保権実行手続の自動停止」民訴雑誌三〇号二七頁(昭五九)、小林・前掲注(47)「再建型倒産手続の再編成」(七)三八頁以下、同「アメリカ民事訴訟法」三三七頁(昭六〇)、Arnold M. Quitten / 高木新一郎「アメリカ合衆国における会社再建手続の実際」判タ六二八号四三頁、特に四九頁以下(昭六二)などがある。

(61) 自動停止の終了、取り消し、修正、あるいは自動停止につき一定の条件をつけるなどの方法による(三六二条(d))。

(62) もっとも、債権額が担保目的物の価値を下回る債権者(oversecured creditor)については、自動停止中の利息も被担保債権となるので(五〇六条(b))、利息を吸収する担保余剰価値(equity cushion)が適切な保護の役割をはたし、機会喪失費用の問題は生じない。しかしこれに対し、債権額が担保目的物の価値を超える債権者(undersecured creditor)の場合は、その利息は無担保債権として扱われるため、機会喪失費用として保護されるかが問題となる。

なお、機会喪失費用をめぐる議論を紹介する邦語文献としては、宮川知法、論文紹介：Raymond T. Nimmer, Secured Creditors and the Automatic Stay Viable Bargain Models of Fairness, アメリカ法 [一九八六—一九八七] 四〇二頁、加藤哲

アメリカにおける農業従事者の債務調整手続(山本 研)

別表Ⅳ. ネブラスカ州における農地価格の推移 (1970年~1987年)

年度	前年比	年度	前年比	年度	前年比
1970	-5.4%	1976	18.7%	1982	-11.8%
1971	-2.1%	1977	8.1%	1983	-13.6%
1972	3.1%	1978	-9.5%	1984	-15.0%
1973	9.9%	1979	14.4%	1985	-30.5%
1974	18.8%	1980	5.3%	1986	-20.8%
1975	5.1%	1981	-0.3%	1987	-10.3%

※ Aiken, Chapter 12 Family Farmer Bankruptcy, 66 NEB L REV 632, at 634 n. 5 (1987) による。

夫、論文紹介：Cham J. Forgang & Thomas M. Mayer, Valuation in Bankruptcy, アメリカ法 二九八七—二九八八頁, Qutner / 高木・前掲注 (63) 五三頁以下などがある。

(63) 734 F. 2d 426 (9th Cir. 1984) この判例を紹介するものとして、加藤・前掲注(62)三九八頁以下、Qutner / 高木・前掲注(60)五三頁がある。
 (64) その後、連邦最高裁判所はアメリカン・マリナー事件での判断を変更し、債権額が担保目的物の価値を超える債権者は、三六二条(d)(1)の適切な保護として利息金支払いなどの補償（機会喪失費用の支払い）を受ける権利を有していない旨判示した（United Savings Association of Texas v. Timbers of Inwood Forest Associates, Ltd. 484 U.S. 365 (1988)）。この判例変更は、後述するように第二章手続において、家族農家については適切な保護として機会喪失費用を支払う必要がない旨が明文化されたこと（二〇五条）の影響を受けたものと考えられる。

(65) Shapiro, *supra* note (30), at 364

(66) 別表IV参照。

(67) このような危険を指摘するものとして、Shapiro, *supra* note (30), at 365; Belcher, *supra* note (55), at 299.

(68) この点につき、亀谷・前掲注(54)二一〇頁以下参照。

(69) このため、農業従事者の経済的更生という観点から見ると、第一章手続より第二章手続の方が望ましいにもかかわらず（この点につき前掲注(51)参照）、実際には、第一章手続が利用されるケースが多かった。例えば、一九八五年の統計で見ると、ネブラスカ州では農業従事者関係の倒産手続開始申立が二二五件あったが、その約七〇%にあたる一四八件が第一章手続の下で申し立てられている（Shapiro, *supra* note (30), at 364 n. 69）。このことから、第一章手続を利用できない農業従事者が多数に上ることを推し測ることができよう。

(70) H. R. Rep. No. 178, 99th Cong., 1st Sess. 4 (1985)

(71) 亀谷・前掲注(54)六六頁以下参照。

(72) 債務者の主たる住居である不動産を目的物とする担保権者の権利について、権利変更の対象から外した趣旨は、住宅ローンの融資者を保護することにあると解するのが判例である。すなわち、かかる担保権者は住宅取得費用の融資という社会的価値のあるサービスをを行う者であり、それ故に第一章手続による権利変更からも特別に保護される必要があるとされている。これにつき、Grubbs v. Houston First American Savings Association, 730 F. 2d 236 (5th Cir. 1984); Belcher, *supra* note (55), at 234を参照。なお、高木・前掲注(6)一六〇頁は、この規定の趣旨につき、「住宅を担保とするのは通常は長期ローンであって、その弁済期間は同条（一三三二条）筆者注）c項に定める期間を超えることが多いので弁済期間等を変更するまでもなく、同条b項第五号が、計画案による弁済期間を超える弁済期間が定められている債務については、……債務不履行を治癒し期限の利益喪失を解消させ、本来の約定弁済条件による割賦弁済を実行することができる旨を定めているので、これを以て足りるとし」と解している。

(73) Belcher, *supra* note (55), at 234 n. 78, n. 79

(74) この点の問題点を指摘するものとして、Shapiro, *supra* note (30), at 363; Belcher, *supra* note (55), at 229

四 家族農家のための債務調整手続

— Adjustment of Debts of a Family Farmer With Regular Annual Income —⁽²⁷⁾

1 立法の経緯

(一) 三において指摘したように、一九七八年法の既存の手続においては、農業従事者は非自己申立により手続を開始されることはないという特別の位置づけを与えられていた。しかし、債務者の特殊性が個別的規定に反映される形にはなっていないため、農業従事者の経済的更生手段としてみた場合、必ずしも手続が有効に機能するとはいえない。

一九七八年法が立案された七〇年代には、アメリカの農業は繁栄期を迎えていたため、破産法においてはこれらの問題は表面化しなかったといつてよいであろう。そのため、非自己申立による手続開始からの保護にとどめれば十分で、農業従事者の収入形態などを考慮した特別の手続を設ける必要性は考えられていなかったといえる。しかし、八〇年代に入るとアメリカ農業経済の繁栄期は終焉を迎え、一転して農業関連金融機関をも巻き込んだ深刻な農業金融不況へと突入した。農産物輸出の伸び悩みのため農産物価格は低落を余儀なくされ、その影響を受けて農地価格も急速に下落した。⁽²⁶⁾これによって、七〇年代に堅調に推移した農地の担保としての機能も急速に減退し、経営規模拡大を目的として借り入れた資金の返済が困難になるといった状況が常態化した。このような農業をめぐる経済状況の悪化の中で、経営に破綻をきたす農場が増加するにつれて、破産法においても農業従事者の経済的再起更生という問題がクローズアップされ、既存の手続における問題点が顕在化するに至った。⁽²⁷⁾

(二) このような状況の下、現行の破産法の規定では農業従事者に有効な救済を与えることができないということ

を認識した連邦議会は、農業従事者の特殊性を手続に反映させる方向で、既存の手続の問題点を改善し有効な救済を与えようと、破産法の見直しに着手した。

このような動きの中、上院・下院の両院でそれぞれ審議が行われ、まず一九八五年六月に下院二二二号法案⁽⁷⁹⁾（以下、下院法案という）が、次いで一九八六年五月には上院一九二三号法案⁽⁸¹⁾（以下、上院法案という）が提出された。これら両法案は、農業従事者に対して破産法上の救済を与えるという目的は同一であったが、そのアプローチの方式は異なっていた。下院法案が現行の第一三章手続の規定を農業従事者が利用しやすいように修正するというアプローチを採用したのに対して、上院法案では大恐慌時代に議会の用いた手法（七五条手続の新設）に従い、適用対象を農業従事者に限定した特別の再建型手続を新設するというアプローチを用いた。そして、両院協議委員会（House-Senate Conference Committee）が開かれ、両法案の調整をはかった上で、これらを整理統合した両院協議委員会報告書（Joint Explanatory Statement of the Committee of Conference）⁽⁸²⁾が提出された。この報告書は、現行の第一三章手続に修正を加えるのではなく、農業従事者の経済的更生のために新たな手続を設けるという点では、上院法案のアプローチを採用するものであった。しかし、新たな手続を創設するにあたり、第一三章手続を範とするという点では下院法案を採り入れたものである。この両院協議委員会の法案はその後両院を通過し、一九八六年一〇月二六日に「一九八六年破産裁判官・連邦管財官・家族農家破産法（Bankruptcy Judges, United States Trustees, and Family Farmer Bankruptcy Act of 1986）」⁽⁸³⁾として成立した。これにより、連邦破産法に新たに第一二章として「家族農家のための債務調整手続」が付け加えられた。

なお、第一二章手続は農業経済危機の深刻化に対応し、農業従事者に臨時的緊急的な救済を与えるために制定されたものなので、その有効期限は七年間に限定され、一九九三年一〇月一日を以て失効するものとされていた⁽⁸⁴⁾。しかし、

九〇年代に入っても依然として厳しい経済状況に配慮して、その後の立法により、第二章手続の存続期限は一九九八年一月一日まで延長され、現在に至っている。

2 第二章手続の構造

第二章手続には、第一章手続の規定も一部取り入れられているが、その制定にあたりモデルとされたのは第三章手続であり、手続の基本的な構造は第三章手続に倣っている。しかし、既存の手続の問題点を克服するために、第一章手続には存在しない規定も盛り込まれており、両手続の間には重要な相違点も存在する。また、第二章手続では農業従事者の業態における特殊性を個別的規定に反映させることにより、その経済的再起更生を实效性あるものとしようとする反面、債務者の経済的更生という目的に固執して、債権者の権利を不必要なまでに侵害することのないように、債権者の権利にも一定の保護を与えている。既存の手続の問題点がどのように改善されたのかについては後に検討することにして、まず第二章手続の全体的な構造について概観しておくことにする。

(一) 適用対象

「定期的な年収のある家族農家 (family farmer with regular annual income)」だけが、第二章手続の債務者となることができる (一〇九条^(f))。 「家族農家」とは、第二章手続の制定にともない新たに定義された概念であり、農業経営に従事する「個人または夫婦」および「会社またはパートナーシップ」を対象に、これらの者のうち一定の要件を満たす者が「家族農家」にあたるとしている (一〇一条⁽¹⁸⁾)。

まず、「個人または夫婦」については、収入基準 (income test) と負債基準 (debt test) の両面から定義がなされており、負債面では、手続開始申立日現在の債務の合計額が一五〇万ドルを超えず、その債務の少なくとも八〇%以

上が農業経営により生じたものでなければならぬとする⁽⁹¹⁾。そして収入面では、手続が開始された日の属する課税年度の前年度の総収入の五〇%以上が、農業経営により取得されたものでなければならぬとしている（一〇一条(18)(A)）。家族農家を定義するにあたり、このように収入基準と負債基準の両方を採用したのは、自ら農業に従事することなく投機のために農地を所有している者などを手続から排除するためである⁽⁹²⁾。

次に、「会社またはパートナーシップ」についてであるが、これらの形態をとる農業経営についても、以下の要件を満たす場合には「家族農家」として第二章手続の利用を認めている（二〇一条(18)(B)、一〇九条(f)）。

①発行済の株式（パートナーシップの場合は持分）の過半数を、一つの家族またはその親族で保有しており、かつ、その株式を保有している家族や親族が農業経営に実際に従事している。

②その資産の八〇%以上が、農業経営に関連したものである。

③その負債の八〇%以上が、農業経営により生じたものである。

④会社の場合、発行された株式の取引が公開されていない。

なお、負債額の上限については、「会社・パートナーシップ」の場合も「個人・夫婦」の場合と同じく一五〇万ドルとされている。

(二) 手続の開始

第一章手続と同様に、債務者の自己申立によってのみ手続は開始される（二〇三条(a)）。したがって、農業従事者は自己の意に反し債権者の申立により手続を開始されることはない。

(三) 自動停止と適切な保護

手続開始の申立があると、債務者に対する事実上・法律上の個別的権利行使がすべて禁止される（二六二条）。ま

た、第三章手続と同じく、保証人などの共同債務者に対する債権回収行為も禁止される（二二〇一条）。共同債務者に対する取り立てによる間接的な弁済圧力から主債務者を隔離し保護するためである。

なお、自動停止にあたり担保権者の権利について「適切な保護」が求められる場合には、他の手続において用いられる三六一条の規定は適用されず、第二章手続の独自の基準である二二〇五条(b)項の規定に従い適切な保護が与えられる。

(四) 債務者による占有の継続

手続が開始されても、債務者自身が財産の占有を継続し、農業経営をなお続行できるのが原則とされている（二二〇三条）⁽⁹³⁾。債務者がこれらの権限を奪われるのは例外的な場合であり、手続開始の前後に詐欺・不正直・無能・放漫経営などの事由があつた場合に限られている（二二〇四条(a)）。このような場合には、管財人が債務者に代わつて農業経営を行うことになる（二二〇二条(b)(5)）⁽⁹⁴⁾。

(五) 管財人

管財人は第二章手続においては必置の機関とされており、連邦管財官 (United States trustee)⁽⁹⁵⁾ がその選任を行い、また、必要があると認めるときは、連邦管財官みずからが管財人となることもできる（二二〇二条(a)）。管財人の職務内容は、原則的には後見的・監督的任務に限定されているが（二二〇二条(b)(1)―(4)）⁽⁹⁶⁾、債務者が占有を継続する権限を奪われた場合には、これに代わつて債務者財産を占有・管理し、農業経営を行うことになる⁽⁹⁷⁾。

(六) 計画案の提出

計画案を提出する権限は債務者のみに認められており、裁判所が別段定めない限りは、救済命令後九〇日以内に債務者は計画案を提出しなければならないとされている（二二二一条）。このように、債務者のみに計画案の提出権限

を認めることにより、債権者が清算を内容とする計画案を提出することを防止するとともに、九〇日という期限を設定することにより、債務者が計画案を提出せずに手続を遅延させることを防止し、債権者保護との調整をはかっている。⁽⁹⁸⁾ 第一二章手続では第一章手続と比べて債権者保護の規定が手薄なため、⁽⁹⁹⁾ 債務者の更生と債権者の権利保護の調和という観点から、本条の九〇日という期限は、第一二章手続における数少ない債権者保護の規定として、重要な意味を有するものといえる。

なお、この九〇日という期限については、「債務者の責に帰すと当然には判断されるべきではない事情により伸長する必要があるとき」には裁判所がこれを伸長できるとされている（同条但書）。しかし、この九〇日という期限が右のような重要な意味を有することを考えると、その伸長についてはかなり厳格な基準で判断すべきであり、一般的な見解によれば、⁽¹⁰⁰⁾ 債務者の関与できない事情により計画案を提出できない場合にのみ許されると解されている。

（七） 計画案の内容

計画案の内容は、必要的記載事項についてはそのモデルとされた第一三章手続とほぼ同一であるが（一二二二条（a）・一二三二条（a））、任意的記載事項については担保権者の権利変更の点で第一三章手続とかなり異なっている。第一三章手続では計画案による担保権者の権利変更については、きわめて限定された範囲で認められてはならず、弁済期間も原則として三年以内に限定されている。これに対し、第一二章手続では無担保債権者のみならず担保権者の権利についても、計画案によりかなり自由に調整することができる。この相違は、農業従事者の経済的更生のためには、農地を目的物とする担保債権に柔軟な変更を加える必要性が高いことに由来する。具体的には、次のような点で第一三章手続と異なる取り扱いを認めている。

① 債務者の主たる住居である不動産のみを担保の目的とする担保債権についても、他の担保債権と同様に、自由に

変更を加えることができる。

② 第二三章手続では、担保権者に対する弁済期間も無担保債権者に対する場合と同様に三年以内（裁判所の許可がある場合でも五年以内）に限られていたのに対し、第二三章手続では、担保権者については五年を超える弁済期間を認めている（一二二二条(b)(9)）。

(八) 計画法認可のための審理

計画法が提出されると裁判所は計画法認可についての審理を行わなければならないが、理由がない限りこの審理は計画法提出後四五日以内に終了しなければならないとされている（一二二四条）。このような審理の終結期限について定めた規定は他の手続においては見られない。

第二三章手続においてのみこのような期限が設定された理由は、計画法の提出期限を九〇日以内としたのと同様に、債権者に対する保護が手薄な第二三章手続においては、債権者の権利保護との調和という観点から、手続の迅速な遂行が他の手続にも増して強く要請されるからである（10）。

(九) 計画法の認可

債務者の提出した計画法が一二二五条に定める要件を満たすと認めるときは、裁判所はこれを認可しなければならない。計画法の認可は裁判所の裁量によつてなされるものではなく、その内容が各要件に合致するときには必ずこれを認可しなければならないとされている。

第二章手続の認可要件は第二三章手続の認可要件（一二二五条）をモデルとして作られたものなので、文言上若干の差異はあるものの内容的には両者はほぼ同一のものとなっている。したがって、計画法の認可のためには、債権者の同意・多数決による可決は要求されていないが、裁判所が計画法を認可するためには、無担保債権者が第七章の

清算手続を仮定した場合の配当額よりも多い額を受領できるものとされており（最大利益適合の原則：Best interests test）、担保債権については、担保権者が同意しているか、または、被担保債権額よりも少くない価値の財物を受領するものとされていることなどの要件が満たされていなければならぬ。

これに対して、第二章手続の認可要件は第一章手続とはかなり異なっている。その中でも最も重要な相違点は、第二章手続では絶対優先の原則が完全に排除されているという点である。第一章手続においては、法定多数決により計画案を受諾しない組があるにもかかわらず計画案を認可しようとする場合には、絶対優先の原則が適用されるのに対し、第二章手続においては、より緩やかな基準である可処分所得の要件（disposable income test：一二二五條(b)(1)(B)）を満たせば計画案を認可することができるものとしている。この可処分所得の要件とは、計画遂行期間内（通常で三年、裁判所の許可がある場合は最長五年）に見込まれる債務者の可処分所得の全てが、計画に従った債権者に対する弁済に充てられなければならないとする要件である。このような緩やかな基準を採用することにより、無担保債権者に対し全額の弁済をすることなしに自己の農場を保持し、農業を継続することが可能となっている。

(十) 計画認可の効果・計画の修正

計画案が認可されると、計画または計画認可決定において別に定める場合を除き、全ての財団財産は債務者に帰属し、認可された計画の諸規定は、各利害関係人を拘束することになる（一二二七條）。

また、計画認可後であっても計画の遂行が完了する前であれば、債務者・管財人などの申立によって計画を変更することができる（一二二九條(a)）。変更の内容は、弁済額の増減または弁済期間の伸縮である。債権者が計画によらない支払いを受けた場合には、それを斟酌して計画による弁済額を変更することができる。しかし、弁済期間の変更については、当初の弁済期間に関する制限（原則として三年、裁判所の許可がある場合でも五年以内）を超えてなす

ことはできない(同条(c)項)。

(十一) 免責

債務者は計画に定めた弁済を完了すると免責を付与される(一二二八条(a)・いわゆる完遂免責 (full-compliance discharge))。ただし、弁済期間終了後も支払いを継続する旨を計画で定めた担保債権(一二二二条(b)(5)、(b)(9))についてはその支払いを完了している必要はなく、これらの例外を除き、計画に定められた全ての支払いが完了すると、管財人は裁判所に債務者が計画による弁済を完了した旨を届け出る。そして、裁判所がこれを受けて免責のための審尋を開き、免責許可決定をする。免責許可決定があると、債務者は非免責債権など若干の例外を除き、全ての債務につき免責される。

他方、債務者が計画に定める弁済を完了できなかった場合であっても、①計画の遂行不能が債務者の責に帰することとができない事情によるためであり、②清算手続を仮定した場合より多くの弁済が既になされており、③計画の修正が実際的ではない場合には、裁判所は審尋の後、免責を付与することができる(一二二八条(b)・ハードシップ免責 (hardship discharge))。ただし、この場合には、免責される債務の範囲は先の完遂免責の場合より狭く、担保債権および手続開始後に生じた共益費用については免責されない(一二二八条(c))。

3 既存の手続の問題点への対応

第二章手続の制定にあたっては、基本的には第三章手続をモデルとし、その利点を踏襲することにより、第一章手続において生じた問題点の回避をはかっている。しかし、そのモデルとされた第三章手続にしても先に指摘したような問題点があるため、第二章手続ではさらに、適用対象を家族農家に限定し、債務者の収入形態・資産形

態などについても配慮することにより、これらの問題点についても改善をはかっている。以下、既存の手続との関係で改善された主な点につき検討していくことにする。⁽¹⁶⁾

（一）適用対象

第二章手続においては、適用対象を負債総額四五万ドル未満の定期収入ある個人に限定していたため、農業従事者の大半は負債額がこの上限を突破してしまいその救済を受けることができず、また会社やパートナースhip形態をとっている場合には、それだけで手続を利用することができないという問題があった。

これに対して第二章手続では、まず適用対象の設定にあたり、農業従事者の特殊な収入形態に配慮して、「定期収入ある (with regular income)」との文言は用いず、「定期的な年収のある (with regular annual income) 家族農家」とした(一〇九条(f))⁽¹⁶⁾。そして、この「家族農家」の定義において、負債額の上限を一五〇万ドルに引き上げ、また会社やパートナースhipについても、一定の要件を満たす場合には家族農家として第二章手続の救済を利用できることにした。これにより、これまでは第一章手続から排除されていた農業従事者をも含め幅広い救済を与えることが可能となった結果、全米の農業従事者の九〇%が第二章手続の利用資格を有するものと見積もられている。⁽¹⁷⁾

（二）計画案の提出期限

第三章手続では、手続開始申立とともに計画案を提出するか、または、申立と同時に提出されるときには申立後一五日以内に提出すべきものとされており、計画案作成のための十分な準備期間がないという問題があった。

これに対して、第二章手続では計画案の提出期限を「救済命令後九〇日以内」に伸長し、第三章手続の一五日よりは長期の準備期間を認めている。もともと、この九〇日という期間は、第一章手続において債務者が排他的に

計画案を提出できる期間である一二〇日より短く、計画立案の準備期間としては十分とはいえないかもしれない。しかし、この九〇日という期限が、他面では債務者による手続の引き延ばしから債権者を保護する安全弁として機能していることを考え併せると、債務者の利益（計画案作成のために十分な準備期間を与えられる利益）と債権者の利益（迅速に権利を実現する利益）とを比較衡量した結果、導き出された調和点としてとらえるべきである。

(三) 最初の弁済をなす時期

第一章手続では、裁判所が別段命じない限り、債務者は計画案提出後三〇日以内にその計画案に基づく最初の支払いをなさねばならないとされているため、この期間内にならぬ収入のなかつた債務者については、新たな資金調達への負担を課すことになるという問題があつた。

これに対して、第二章手続においては農業従事者の収入形態の特殊性に配慮して、最初の弁済をなす時期に関する制限は設けられていない。これによつて、農業従事者は最初の弁済のための資金調達に忙殺される負担から解放され、もっぱら計画案の立案・作成に向けて、費用や時間を振り向けることが可能となつた。

(四) 担保権者の権利変更

第一章手続においては、債務者の主たる住居である不動産のみを担保の目的とする担保債権については変更を加えることができなかつた。したがつて、主たる住居と農場とが一体化している場合が多い農業従事者にとっては、これを引き渡してしまうともはや農業を継続することができなくなつてしまうため、被担保債権全額につき弁済するか更生の途はなかつた。

第二章手続においては、このような農業従事者の資産形態に配慮し、債務者の主たる住居のみを担保の目的とする担保債権について権利変更を禁ずる旨の規定を置かなかつた（二二三条(b)参照^⑩）。これにより、第二章手続

においては、債務者の主たる住居である不動産のみを目的物とする担保権者の権利についても、他の担保債権と同様に自由に変更を加えることができるようになり、被担保債権全額の弁済という過重な負担を負うことなく農業を継続することが可能となったのである。また、担保債権の弁済期間についても、第二章手続では無担保債権と同様に三年以内（裁判所の許可がある場合でも五年以内）とされているのに対し、第二章手続では無担保債権者に対する弁済期間を超える弁済も許されることとされた（一二二条(b)(9)）。

（五）適切な保護の基準

既存の手続においては、自動停止にあたり担保権者の権利について適切な保護が求められる場合には、三六一条が基準として用いられるが、一九八四年のアメリカン・マリナー事件では、その内容として利息金相当額にあたる機会喪失費用の支払いが要求されるに至っている。既に述べたように、第二章手続でも適切な保護としてこのような基準が用いられるとすれば、農業従事者の更生にとって大きな妨げとなるものと考えられる。

そこで、第二章手続においては、適切な保護の基準としてこの三六一条を適用しないこととし、新たに一二〇五条に第二章手続独自の適切な保護の基準を規定した。一二〇五条は適切な保護の内容について例示的に列挙しているが、その中でも重要なものは(b)項(3)号の次の規定である。

「農地を使用することに対する適切な保護は、その農地の賃貸価値や、その農地を使用することにより得られる純益または収益力などに基づき、その農地がある地域の慣習からみて合理的であるとされる賃料 (reasonable rent) を支払うことにより満たされる。」

この規定は、家族農家が担保の目的となつて農地を使用するにあたり、適切な保護としては「合理的な賃料」相当額を支払えば足り、⁽¹⁰⁾機会喪失費用を支払う必要がないことを明らかにしたものである。⁽¹⁰⁾これによって、機会喪失

費用の支払いをめぐる争訟を回避することができることも、賃料相当額を支払うだけで農地の使用を継続できるとになり、農業を継続しながら経済的再起更生をはかることが容易になったのである。

(75) 「family farmer」とは、後述するうちに「連邦破産法上」農業従事者 (farmer) とは別個に定義された独自の概念であり (二〇一条(8))、本稿では「家族農家」の訳語を充てるものとする。なお、わが国の農業基本法一五条乃至一七条において「家族農業経営」という用語が用いられているが、本稿ではこれとは関係なくもっぱら連邦破産法上の「family farmer」を指すものとして「家族農家」の語を用いる。

(76) 一九八〇年と八四年には、農地価格は二二%減という大恐慌以来最大の落ち込みを示した (Kous, *supra* note (51), at 610 n. 96)。また、このような農地価格の下落は、いわゆる農業州 (農業が主要産業である州) において著しく、例えば別表Ⅳに見られるように、ネブラスカ州では一九八五年には前年比マイナス三〇・五%という大幅な落ち込みを示している。

(77) 山本修「現代農業政策論②農業政策の展開と現状」二二二頁 [昭六二] によれば、一九八四年の時点で「倒産農場数は7万戸、全農場数の約6%に達した」。

(78) この当時、破産法における農業従事者の救済については抜く論文が多数公表された。既に掲げた以外に、主なものとして、Looney, *The Bankruptcy Reform Act of 1978 and the Farmer: A Survey of Applicable Provisions*, 25 S. D. L. Rev. 509 (1980), Marsh, *Farmers' Exemption From Involuntary Bankruptcy*, 15 U. C. C. L. J. 162 (1982); Kunkel, *Farmers' Relief Under the Bankruptcy Code: Preserving the Farmers' Property*, 29 S. D. L. Rev. 303 (1984), Grossman, *Troubled Times: The Farm Debtor Under the Amended Bankruptcy Code*, 138 Okla. L. Rev. 581 (1985), Dunekacke, *Grain Elevator Insureties and Help for the Producer. An Examination of the Bankruptcy Act of 1984*, 64 Neb. L. Rev. 463 (1985) などがある。

(79) House Conf. Rep. No. 958, 99th Cong., 2d Sess. 45, 48, reprinted in 1986 U. S. Code Cong. & Admin. News 5246, 5249.

(80) H. R. 2211, 99th Cong., 1st Sess. (1985), reprinted in 3 WYSESKI & REAMS, *BANKRUPTCY CODE AMENDMENTS: A LEGISLATIVE HISTORY OF THE BANKRUPTCY JUDGES, UNITED STATES TRUSTEES, AND FAMILY FARMER BANKRUPTCY ACT OF 1986*, DOCUMENT NO. 21 (1991)

(81) S. 1923, 99th Cong., 2d Sess. (1986) なる「立法案」については原文や入手可能なため、その抄録については他の文献 (5) COLLIER, *supra* note (52), ¶1200 04, COLLIER FARM BANKRUPTCY GUIDE, *supra* note (18), ¶4. 02, Koitis, *supra* note (51), at 634-636, Aiken, *Chapter 12 Family Farmer Bankruptcy*, 66 Neb. L. Rev. 632, 668-671 (1987), etc.) を参照した。

(82) House Conf. Rep. No. 958, *supra* note (79).

(83) Pub. L. No. 99-554, 99th Cong., 2d Sess. 100 Stat. 3088 (1986) なお、同法の施行は制定三〇日後の十一月二十六日からとされた (Sec. 302(a))。同法の概要を紹介する邦語文献としては、高木新一郎「米国新倒産法八六年改正の概要」N.B.L.三二二号一三頁 [昭六二] がある。

(84) Pub L. No. 99-554, *supra* note (83), Sec. 302 (f) なお、第二章手続を時限立法とした理由は、確かに第一義的には緊急の救済措置であるためであるが、その他に、新制度が上手く機能するか定かたではないので、とりあえず時限立法という形で施行し、その有効性を調査した上で存続させるか否かを判断しようという議会の意図がある。この点については、House Conf. Rep. No. 958, *supra* note (79), at 48 参照。

(85) Act of August 6, 1993, Pub L. No. 103-65, 103d Cong., 1st Sess. (1993), *reprinted in* App. 1 COLLIER ON BANKRUPTCY 2011 (15th ed. 1994).

(86) 第二章手続の新設にあたり第三章手続がモデルとされたのは、農業従事者の経済的更生のための手続としては第二章手続より第三章手続の方が適していると考えられたためである。この点については、前掲注(51)参照。

(87) 第二章手続と第三章手続の最も重要な相違点は、①手続において管財人のはたす役割(二〇二条・一三〇二条)、および②担保債権の扱い(二二三条(b)・一三三二条(b))である。また、第二章手続にはなく、第二章手続において新たに設けられた規定として、①計画案認可のための審理に関する期限(二二二四条)、②担保権者への債務者からの直接の弁済を認める規定(二二二五条(a)(5)(B)(ii))、③債務者の手続運営上の不始末や財団に対する継続的損害の発生を理由として、手続の棄却を求める権限を債権者に認める規定(二二〇八条(c)(1))、(c)(9)、④担保の目的である農地、農業機器の売却に関する規定(二二〇六条)、⑤自動停止からの適切な保護に関する第二章手続独自の基準(二二〇五条)、⑥租税に関する特別の規定(二二三二条)などがある。これらの詳細および第一章手続との比較については、5 COLLIER, *supra* note (52), at 1200-7 to 1200-12 参照。

(88) ここにいう「定期的な年取のある」とは、「第二章手続による計画に基づく弁済が可能な程度に、十分に安定し、かつ、規則的な年間収入があること」を意味するが(二〇一条(9))、第二章手続の債務者適格を判断するにあたっては、この要件はさほど問題にはされず、主に「家族農家」の定義に当てはまるかに重点がおかれている。(2 COLLIER ON BANKRUPTCY 101-72, 109-30 (15th ed. 1994) 参照)。ただし、この「定期的な年取」が農業以外の収入源によるものでもかまわないのが争われた事例として、In re Mikkelson Farms Inc., 74 B. R. 280 (1987) がある。

(89) なお、これとは別に「農業従事者」の定義は一〇一条(2)に従来通り残されており、第七章および第一章手続における、非自己申立による手続開始の禁止についての基準として用いられている。

(90) 既存の「農業従事者」の定義においては、収入基準のみが用いられており(二〇一条(2)参照)、また、上院法案・下院法案における「家族農家」の定義ではこれと逆に負債基準のみが用いられていた。

(91) ただし、債務者の主たる住居のために生じた負債は、それが農業経営に関連して生じたものである場合のみ、家族農家の定義との関係においては負債額に加算され、農業経営に関連して生じたものでない場合(たとえば、農場外に建てた住居のローンなど)は負債額に加算されないことになっている(二〇一条(8)(A))。このように住居のために生じた負債について特別な取り扱いを認めているのは、住宅ローンが負債の大きな割合を占めている農業従事者を手続から排除してしまわないよう配慮してのことである。

(92) 5 COLLIER, *supra* note (52), at 1200-4 なお、このことから窺われるように、このような基準をとった背後には、近時、農地管理会社などの出現により、医者・弁護士といった農業経営の経験がまったくない投機のための農地所有者が急増しているという状況が存在する。このような農

村をめぐる状況については、亀谷・前掲注(54)九六頁以下参照。

(93) 債務者の占有継続は、第二章手続および第三章手続においても認められている(一一〇七条・一三〇四条)。しかし、第一章手続では管財人が選任されない場合にのみ債務者の占有継続が認められるのに対し、第二章、第三章手続では債務者が占有を継続する場合にも管財人が選任され、両者が並存する点が異なる。

(94) 第一章手続においては二二〇四条のような債務者の占有継続権限の剥奪に関する規定が設けられていないため、管財人が債務者に代わって農業経営を行うことはない(ただし、裁判所が別段命じる場合はこの限りでない(一一三〇四条(b))。

(95) 連邦管財官とは、管財人の選任や監督などの行政的な役割を破産裁判官から肩代わりさせるために一九七八年法により新設された制度である。一九七八年の立法時には、とりあえず一部の区域(inor district)においてのみ試験的に実施され、その後一九八六年の改正(Pub. L. No. 99-554, *supra* note (83))により全国的に施行されるに至っている。なお、連邦管財官制度については、高木・前掲注(6)七四頁以下、同・前掲注(8)二頁以下を参照。

(96) たとえば、①主要な審尋に出頭し意見を陳述する(二二〇二条(b)(3))、②計画案に基づく弁済金の支払いを債務者から受け、それを債権者に配当する(一一〇二条(b)(4))など。

(97) 第一章手続では管財人を置かないことが原則とされており、この点が管財人を必置の機関としている第二章・第三章手続とは異なる。

また第二章手続と第三章手続では、第三章手続の方が手続において管財人がはたす役割が大きく、債務者の財務状況の調査や(一一三〇二条(b)(1)、七〇四条(4))や計画の遂行にあたっての助力・助言(一一三〇二条(b)(4))など、第二章手続の管財人は負わない義務も課せられている。ただし、債務者の占有継続権限が剥奪された場合には、第二章手続において管財人ははたす役割は、第三章手続の管財人よりもさらに強大なものとなり得る。

(98) 上院法案では、債務者だけが排他的に計画案の提出をできる期間を二四〇日として、その期間が経過した後は、債権者も計画案を(清算内容のものも含めて)提出できるとされていたのだが、両院協議委員会で、債務者だけに計画案提出権限を与えるために現行法のように修正された。したがって、第二章手続においては救済命令後九〇日以内に債務者が計画案を提出できなくなったとしても、債権者は第一章手続のように自ら計画案を提出することはできず、手続の棄却を申し立て得るにとどまる(一一〇八条(c)(3))。

(99) 第一章手続には、①計画案を債権者が受話しない場合、認可要件として厳格な絶対優先の原則が適用される(一一二九条(b))、②債権者委員会の制度(一一〇二条・一一〇三条)、③調査員(examiner)の制度(一一〇四条(b))、④一定期間経過後は債権者も計画案を提出できる(一一二二条(c))など、債権者の権利保護のための規定が設けられているが、これらの規定は第二章手続には存在せず、この点からみると債権者の保護という点では第一章手続より手薄であるといえる。

(100) 5 COLLIER, *supra* note (52), at 1221-2, 3

(101) ただし、無担保債権者に対する弁済期間については、第三章手続と同様に原則として三年以内とされており、裁判所が理由があるとして認

めた場合でも五年を超えてはならないとされている（一二二二条(c)）。

(102) この四五日という期限は、「理由があるとき (for cause)」は変更できるとされている（一二二四条）。しかし、第二章手続に特にこのような期限が設けられた趣旨から考えると、裁判所側の事情による以外は、あまり安易に延長されるべきではないと考えられる。これについては両院協議委員会報告書 (HOUSE CONF. REP. NO. 958, *supra* note (79), at 50) でも、「事件数が多すぎて、この期間内には審理を終結できないということも期限を伸長する十分な理由となるが、第二章手続の適切な運営を促進するためにも、この例外規定はあまり多用されるべきではないものと考えられる。迅速に行われてこそ、適切な手続運営が実現する」と述べられている。

(103) 第一章手続においては計画認可の効果として当然に免責が付与されるが（一一四一条(d)）、第二章および第三章手続においては、このように計画認可後の弁済状況によって免責が付与されるか否かが決まる。

(104) 第二章手続においては、計画による弁済を完了した場合でも、①五二三条(a)に列挙される非免責債権、②通常の弁済期間終了後も支払いを継続する旨を計画で定めた債権（一二二二条(b)(5)・(b)(9)）については免責されない（一二二八条(a)）。これに対し、第一章手続では計画による弁済を完了した場合にはより広範な免責が認められており、五二三条(a)の非免責債権についても、5号、8号、9号（扶養料債権・政府奨学金債権など）を除き免責される（一二二八条(a)(2)）。

(105) 第一章手続において問題とされた点については、第三章手続をモデルとすることにより、その大部分を回避しているので、ここでは主に第三章手続との関係で改善された点について述べるにとどめる。

(106) 2 COLLIER, *supra* note (38), at 101-72 によれば、「定期的な年収のある」という要件は非常に幅広いものであり、第二章手続の適用対象を「定期的な年収のある家族農家」としたのは、「家族農家」の要件を満たす者については、概ね第二章手続の利用を認めようと思図してのことである¹⁾。

(107) Shapiro, *supra* note (30), at 370 n. 10

(108) 下院法案においては、債務者の主たる住居が農業経営に用いられている不動産内にあるか、合理的に見て近接している場合にのみ変更を加えることができるとしていたが (H. R. 2211, *supra* note (38), Sec 7)、両院協議委員会での調整の結果、現行法のように、債務者の主たる住居を目的物とする担保債権一般につき変更を加えることができるとした。

(109) 合理的な賃料支払いをもって適切な保護とする理由については、以下のように説明されている。「農業従事者に対する融資者が、受戻権喪失手続により農地を手に入れたところで、結局その農地が売れるまでは賃貸に出すしかない。したがって、農業従事者が適切な保護として賃料を支払えば、融資者は受戻権喪失手続を行った場合に受けるであろうものを受領するようになる」(Hearings Before the Subcomm. on Admin Practice and Procedure, and Courts of the Senate Comm. on the Judiciary, 99th Cong., 1st Sess. 183 (1985) (Letter of Judge A. Thomas Small))

なお、フレイジャー・レムケ法においても、合理的な賃料を支払うことによって担保の目的となつてはいる財産の使用・収益が許されており（本稿（二）参照）、合理的な賃料支払いをもって適切な保護とする第二章手続の手法は、このフレイジャー・レムケ法に由来するものであると説明

考れてゐる (5 COLLIER, *supra* note (52), at 1205-8)。

(10) 両院協議委員会報告書「一九〇五条は家族農家について機会喪失費用を支払ふ必要を排除したものであると明言している (HOUSE CONF. REP. No. 958, *supra* note (79), at 49)。

五 むすびにかえて

1 以上、農業従事者の経済的再起更生をめぐるアメリカの倒産処理制度の変遷をみてきた。かかる変遷を俯瞰してみると、次のような特徴を指摘できよう。

まず、第一に、公益性・構造的不安定性という債務者の業態自体が有する特殊性については、非自己申立による手続開始からの保護という形で一般的かつ恒常的に手続に反映させつつ、農業をめぐる経済状況が悪化した時期においては、収入形態・資産形態といった業態に由来する債務者自身の特殊性についても、適用対象を農業従事者に限定した特別手続を設けるという形で個別的に反映させてきたということが一つの特徴としてあげられる。これは、一国の基盤的な産業である農業を保護ないし補強するという政策的意図の現れといえよう。

第二に、手続構造についてみると、農業従事者の倒産処理では、債務者の経済的更生の理念が右のような政策的基盤に支えられて、債権者の保護よりも先行する形にならざるを得ないが、そこでは可能な限り両者の調和がはかられており、債権者の権利保護についても一定の配慮をした上で、手続構造が組み立てられていることが特徴といえる。第一二章手続において、手続の引き延ばしから債権者を保護するための規定(一二二一条、一二二四条)が特に設けられたことは、その証左のひとつとして考えることができよう。

2 以上のようなアメリカの制度に対し、わが国では債務者の業態に応じた個別的な倒産処理手続は存在せず、農

業従事者の経済的更生のために利用できる裁判上の手続は和議しか存在しないことは一で述べたとおりである。しかし、この和議手続が再建型手続として必ずしも有効に機能しているわけではないという点については、つとに指摘されているところである。⁽¹¹⁹⁾ また、農業従事者の経済的更生という局面においては、和議申立の段階では収入が明確にならない場合が多いにもかかわらず、申立と同時に和議条件の提示が要求されていること（和議法一三条一項）や、担保権に対する制約が不可欠であるにもかかわらず、その旨の規定を欠いていることが、手続の実効性を妨げる要因としてあげられる。

わが国においても、農業の保護・育成について政策的インセンティブが存在するという点では、アメリカと大きな隔たりがあるわけではない。このような認識に立てば、わが国の倒産処理法においても、農業従事者の特殊性をふまえた手続というものが検討の対象となり得るのではなからうか。立法論としては、⁽¹²⁰⁾ 農業従事者の経済的更生のための特別手続の新設、もしくは、現行和議手続に修正を加えるという、二つの方向性が考えられよう。また、⁽¹²¹⁾ 解釈論のレベルにおいても、和議条件の変更につき要件を緩く解することにより、収入が明確になった段階での変更を認めること⁽¹²²⁾や、⁽¹²³⁾ 和議手続において担保権の実行に対する中止命令を認めることなどは、検討に値すると考える。もちろん、その際には、債権者の権利保護との調和について常に留意する必要があることは言うまでもない。

ともあれ、わが国の倒産処理法においても、債務者の業態における特殊性というファクターを組み込むことは、農業従事者の経済的再起更生をめぐる問題につき、新たな議論の裾野を拓く一つの糸口になり得るものと考ええる。

(119) かかる現状に対して、消費者破産についてであるが、連邦破産法第一三章手続に類似した資金生活者を対象とする個別的債務調整手続の試案を提示するものとして、消費者破産研究会「定期的かつ安定した収入を得る見込みのある誠実な債務者の債務の調整に関する法律の試案（中間

〔案〕ジュリスト八〇一号一四頁「昭五八」がある。

(112) その原因として、①手続開始原因として破産原因の存在を要求しているため(和議法二二条一項)、手続を開始した段階では再建には手遅れである点、②和議の申立と同時に和議条件の提示が要求されているが(和議法二三条一項)、倒産の混乱時に適切な和議条件を作成することは困難である点、③担保権者の権利行使を制約できないため、再建に必要な財産が散逸する危険がある点、④和議の履行を確保するための手続が十分な点、などが指摘されている。これらの問題点を指摘する文献は多数に上るが、たとえば、網羅的に列挙するものとして、麻上正信「谷口安平編『注解和議法』改訂」(注解民事手続法1)一一頁「谷口安平」[平五]参照。また、これらの問題点をふまえて、和議手続の抜本的改正を示唆するものとして、三ヶ月章「会社更生手続の司法政策的意義」(会社更生法研究一九八八頁以下「昭四五」)がある。

(113) 農業経営基盤強化促進法などの農業保護立法や農業近代化資金・農業改良資金などの様々な制度資金の存在は、かかる農業保護に関する政策的、経済的インセンティブの存在を裏付けるものと言えよう。

(114) 伊藤・前掲注(7)七八頁は、立法論としてかかる二つの方向性を提示した上で、近い将来の立法としては、特別手続を新設する方が実現可能性が高いとする。

(115) 現行和議法の解釈としては、債権者に有利な変更については裁判所が和議の認否を決定するまで許されるが、不利な変更については和議期日の公告以後はできないとする見解が支配的である(山本戸克己「破産法」(現代法律学全集)二六七頁「昭四九」、谷口・前掲注(10)三五一一頁)。しかし、不利な変更についても、明文で禁じられているわけではなく、手続の「どの段階までにどのような内容の変更を許容するかについては、和議債権者の利益、手続の安定等を考慮して定められるべき事柄である(麻上「谷口編・前掲注(11)」「注解和議法」三八一頁「竹田稔」)」ことに鑑みると、債務者の経済的更生の理念が強く打ち出される局面においては、債権者の権利保護のための方策を講じた上で、この時的要件を緩やかに解する余地があるのではなからうか。

(116) 現行和議法の枠内でもかかる中止命令を出し得るとい見解として、伊藤・前掲注(60)「和議手続における担保権者の地位」、山田治男「和議と別除権」金商八八五号九四頁「平四」、麻上「谷口編・前掲注(11)」「注解和議法」三一九頁以下「山田治男」がある。和議手続における担保権に対する制約の必要性については、立法論としては従来より主張されてきたところであり(前掲注(11)参照)、解釈論のレベルでこれを解決する可能性を示すものとして注目に値する。

* 本稿脱稿後の一九九四年一〇月二二日、連邦破産法の改正法が成立した(Bankruptcy Reform Act of 1994, Pub. L. No. 103-394, 103d Cong., 2d Sess. 108 Stat. 4106 (1994))。一九七八年連邦改正破産法は、本稿で紹介した一九八六年の改正を含め、既に数次の改正を経ているが、今回の改正は一九七八年法制定以来最大規模のものとなった。改正の背景には、慢性的な不況のため九〇年代に入り申立件数が急増し、手続の遅延・非効率性という問題が顕在化してきたこと、条文の文言に不明瞭な点

があったため、解釈が分かれ、あるいは、制定時の議会の意図とは異なる解釈をする判例が出現してきたことにより、その点を明確にする必要があったなどの事情がある。

今回の改正では、それぞれの手続の基本構造は維持されているが、改正の範囲は、①手続運営の改善に関する事項(TITLE I: Improved Bankruptcy Administration)、②企業倒産に関する事項(TITLE II: Commercial Bankruptcy Issues)、③消費者破産に関する事項(TITLE III: Consumer Bankruptcy Issues)、④政府機関・自治体に関する破産法上の問題(TITLE IV: Governmental Bankruptcy Issues)など、破産法全体に及んでいる。①手続運営の改善に関しては、自動停止からの救済についての審尋の最終期限を明確に規定することにより手続進行の迅速化をはかる(三六二条(e)、破産裁判所の手続運営に関する権限を明確にする(一〇五条(d))、主権者の免責の放棄(waiver of sovereign immunity)についての規定を整備する(一〇六条)、第二章手続の適用対象につき、負債額の上限を従来の四五万ドル(無担保債務：一〇万ドル未満、担保債務：三五万ドル未満)から一〇〇万ドル(無担保債務：二五万ドル未満、担保債務：七五万ドル未満)に引き上げる(一〇九条(e))などの改正がなされている。②企業倒産に関しては、航空機・船舶・車両のリース債権について、自動停止の対象とはされず担保権を行使できることを明確にする(一一〇条、一六八条)、否認との関係で、財産の譲受人が内部者でない場合の譲受人の責任を限定する(五五〇条(c))、第一章手続においても、第七章手続と同様に債権者が管財人を選任できるものとする(一一〇四条(b)、小規模事業(small business)の再建手続について規定を整備し、手続の迅速化をはかる(一一〇二条(a)、一一二条(b)、一一二条(e)、一一二五条(f))などの改正が、また、③消費者破産に関しては、第三章から第七章へ手続が移行された場合の財困財産の範囲を明確にする(三四八条(f))、債務者の主たる住居のみを担保の目的とする債務について、受戻権喪失手続により売却がなされるまでは計画案により債務不履行を治癒できることを明文で定める(一三三二条(c))、扶助料債務(alimony)や養育費債務(child support)を免れるために破産手続を利用することはできない旨を明らかにする(三六二条(b)(2)、五〇七条(a)(7)、五二二条(f)(1A)、五二三条(i)、五四七条(c)(7))、破産申立を代行する破産申立業者(bankruptcy petition preparers)が増加している現状に鑑み、これらの業者が代行した申立が却下された場合に、損害額の賠償、法定損害賠償額の支払いなどのペナルティーを課す旨の規定を新設する(一一〇条)などの改正がなされている。④政府機関・自治体をめぐる問題については、自治体の破産能力につき曖昧な点を明確にする(一〇九条(c)(2))、財産税については納税義務者の破産後も制定法上のリエンにより担保されることを明確に認める(三六二条(b)(18))という二点の改正がなされている。

なお、第二章手続についての改正は、債務不履行の治癒のために支払う未払金の額の決定に関する規定の新設(一一三二条(d))と、管財人の報酬に関する規定の修正(一二二六条(b))の二点にとどまり、手続構造については、本稿で紹介した内容が改

正後もほぼ妥当するものと思われる。ただし、当然第一二章手続についても改正された総則規定の適用があるため、今回の改正が第一二章手続に及ぼす影響についてはなお検討する必要がある。また、今回の改正で、将来の抜本的改正に備えて、「全国破産調査委員会 (National Bankruptcy Review Commission)」が設立されたことから、今後の更なる改正も予測される。将来における動向を含め、今回の改正が第一二章手続に及ぼす影響などについては更なる検討課題としたい。

〔一九九四年九月三〇日脱稿、一月二六日補注(＊)部分加筆〕